

# タイ投資環境資料

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほリサーチ&テクノロジーズ

調査本部

2024年5月

ともに挑む。ともに実る。



## I. 基礎情報

- 【I-1】 アジア主要国経済指標 . . . . . P.3
- 【I-2】 基礎データ・概況 . . . . . P.4
- 【I-3】 経済構造 . . . . . P.5
- 【I-4】 経済・産業の特徴 . . . . . P.11
- 【I-5】 経済情勢 . . . . . P.12
- 【I-6】 政治情勢 . . . . . P.14
- 【I-7】 経済発展上の課題 . . . . . P.15
- 【I-8】 経済発展上の強み . . . . . P.16
- 【I-9】 リスク . . . . . P.17
- 【I-10】 直接投資動向 . . . . . P.18
- 【I-11】 サプライチェーンの動向 . . . . . P.22
- 【I-12】 投資先としてのポテンシャル総括 . . . P.23

## II. 投資関連情報

- 【II-1】 労働関連情報 . . . . . P.25
- 【II-2】 主要工業団地 . . . . . P.27
- 【II-3】 会計・税務関連情報 . . . . . P.28
- 【II-4】 物流関連情報 . . . . . P.29
- 【II-5】 金融関連情報 . . . . . P.31

## III. 拠点設立

- 【III-1】 進出形態 . . . . . P.33
- 【III-2】 拠点設立フロー . . . . . P.34
- 【III-3】 現地費用 . . . . . P.35
- 【III-4】 撤退 . . . . . P.36

## IV. 各種規制・恩典・参考情報

- 【IV-1】 外資規制 . . . . . P.38
- 【IV-2】 投資奨励制度 . . . . . P.42
- 【IV-3】 会社法関連 . . . . . P.45
- 【IV-4】 為替管理制度 . . . . . P.46
- 【IV-5】 貿易制度 . . . . . P.48
- 【IV-6】 通貨規制 . . . . . P.49
- 【IV-7】 資金調達 . . . . . P.50
- 【IV-8】 資金運用 . . . . . P.52
- 【IV-9】 不動産関連規制 . . . . . P.54
- 【IV-10】 統括会社 . . . . . P.55
- 【IV-11】 成長政策 . . . . . P.58
- 【IV-12】 近時トピックス . . . . . P.59

## V. その他

- 【V-1】 みずほ銀行 タイ拠点のご案内 . . . . . P.66
- 【V-2】 タイ現地関連会社のご案内 . . . . . P.68
- 【V-3】 業務提携 . . . . . P.69

## I. 基礎情報

## II. 投資関連情報

## III. 拠点設立

## IV. 各種規制・恩典・参考情報

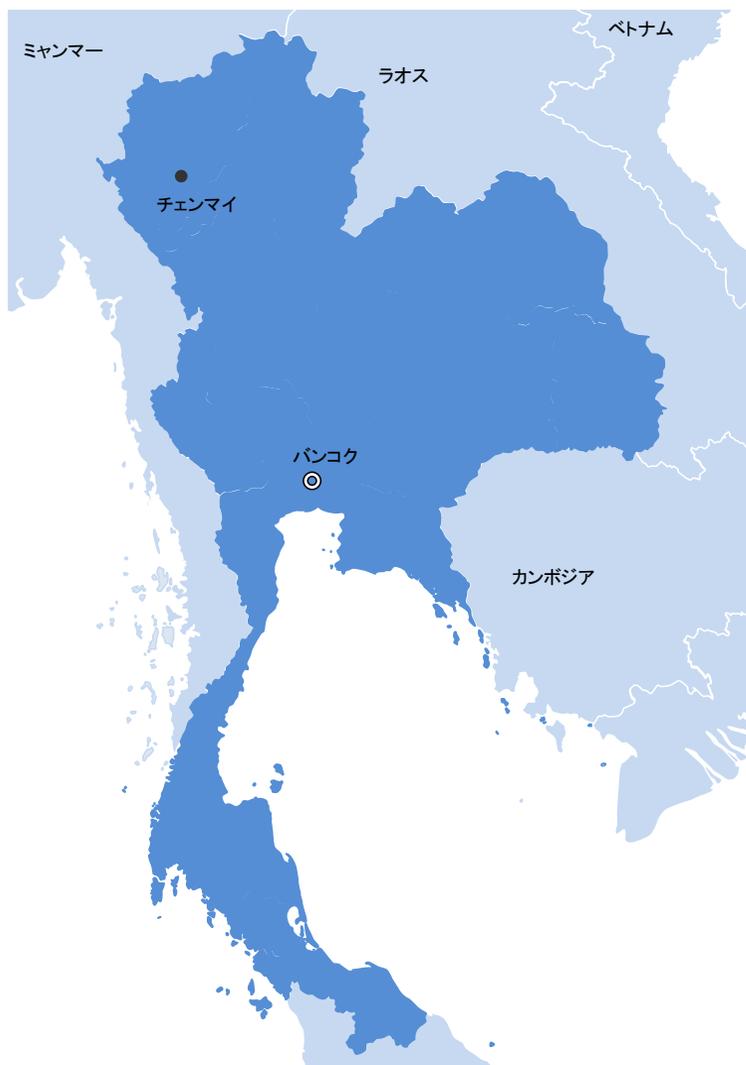
## V. その他

国・地域名	タイ	ベトナム	インドネシア	フィリピン	マレーシア	シンガポール
人口 (百万人)	70.2	100.3	277.4	112.9	33.1	5.9
名目GDP (億米ドル)	5,149	4,337	13,712	4,366	4,156	5,014
実質GDP成長率 (前年比)	1.9	5.0	5.0	5.6	3.7	1.1
一人あたりGDP (米ドル)	7,337	4,324	4,942	3,868	12,570	84,734
2024年GDP成長率見込み	2.7	5.8	5.0	6.2	4.4	2.1
信用格付(S&P) as of April 2024	BBB+	BB+	BBB	BBB+	A-	AAA
国・地域名	日本	中国	韓国	カンボジア	ラオス	ミャンマー
人口 (百万人)	124.6	1,411.4	51.6	17.0	7.7	54.2
名目GDP (億米ドル)	42,129	176,620	17,128	419	152	645
実質GDP成長率 (前年比)	1.9	5.2	1.4	5.0	3.7	2.5
一人あたりGDP (米ドル)	33,806	12,514	33,192	2,460	1,976	1,190
2024年GDP成長率見込み	0.9	4.6	2.3	6.0	4.0	1.5
信用格付(S&P) as of April 2024	A+	A+	AA	n.a.	n.a.	n.a.

(注) 1. ※数値は2023年ベース/2024年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値 (2024年4月公表ベース)

2. S&P格付定義: A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化の影響をやや受けやすい  
 BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い  
 BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。

3. S&P格付けについては2024年4月8日時点のもの



## タイ基礎データ

- 【人口】 7,020万人（日本の約56%、2023年IMF推定値）
- 【面積】 約51.3万km<sup>2</sup>（日本の約1.4倍）
- 【首都】 バンコク 人口：約1,070万人（2023年国際連合）
- 【言語】 タイ語
- 【民族】 タイ族（その他、華僑、マレー族等）
- 【宗教】 仏教94%、イスラム教5%、その他1%
- 【通貨】 バーツ（THB）
- 【政治】 立憲君主制  
国家元首：ワチラロンコン国王（ラーマ10世） 議会：二院制
- 【GDP】 名目：5,149億米ドル、一人あたり：7,337米ドル（2023年IMF）
- 【実質GDP成長率】 2.7%（2024年IMF見込み）
- 【主要産業】 農業（コメ、キャッサバ、サトウキビ、天然ゴム）、製造業（自動車・IC・電気 製品・食品・繊維・衣料等）

## タイ概況

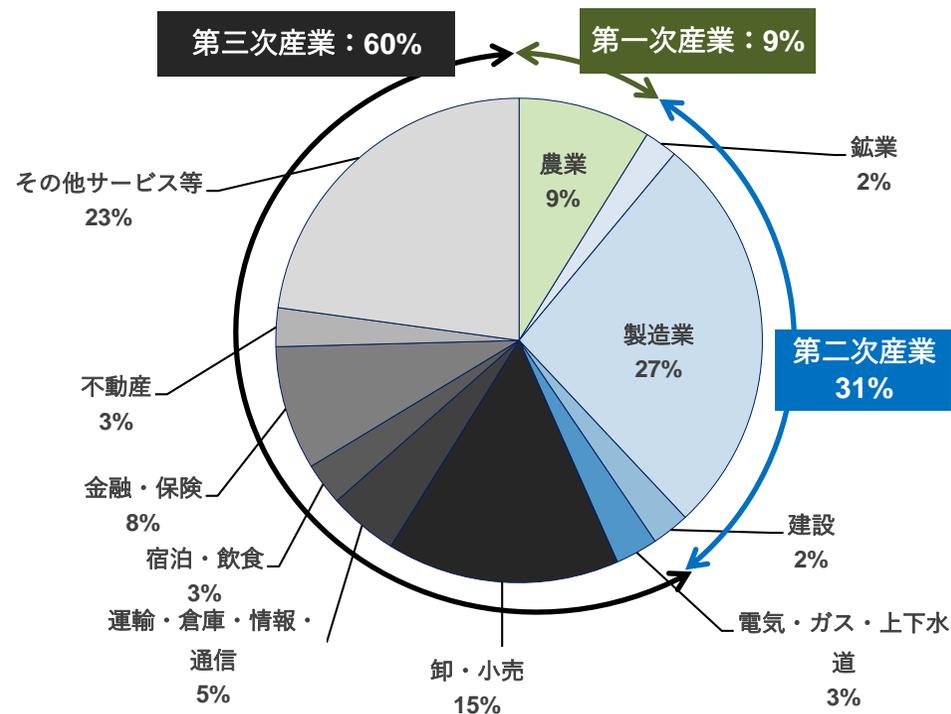
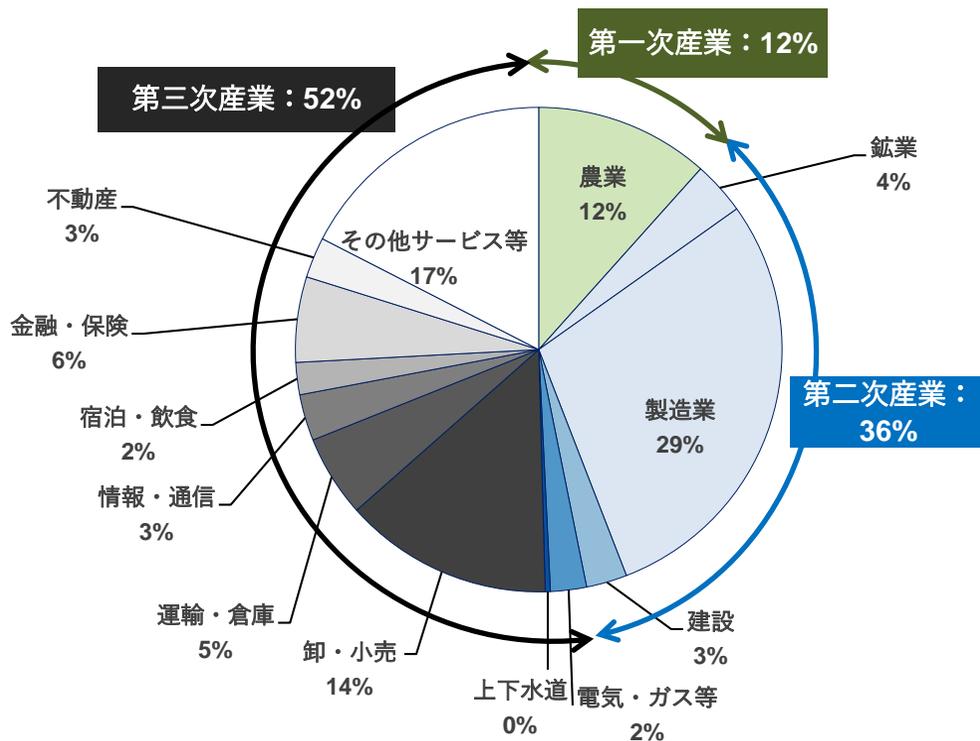
- タイ王国はインドシナ半島中央部に位置する東南アジア屈指の工業国
- 1980年以降に日本をはじめとする外資を導入して、工業化に成功
- 1997年の同国を発端としたアジア通貨危機は周辺国を含む社会に深刻な影響を与えたが、国際社会の支援を受けてタイ経済は回復
- 2014年は反政府デモ等の影響を受け低成長にとどまるも、2015年以降GDP成長率は緩やかに回復。2023年以降は新型コロナウイルスの影響から回復し、2～3%台で当面推移する見込
- 2023年5月の総選挙の結果、前進党とタクシン元首相の流れをくむタイ貢献党が圧勝
- 最多得票を得た前進党のピター氏は8党の連立政権樹立をめざし首相選出投票に臨むも保守派の支持を得られず、首相条件である過半数の獲得に至らないという結果に
- この結果を受け、第2党のタイ貢献党は2023年8月に前進党を除く旧野党で11党の民軍連立政権を樹立。本連立が擁立したセター氏が第30代首相に選出された

- 1980年代に日系企業の進出ラッシュにより製造業が発達し、長く経済成長を牽引
- 進出形態は、従来の輸出指向型から、進出地マーケット指向型やクロスボーダーサプライチェーン型へと変化
- 経済の成熟化を反映し、第三次産業がGDPの半分以上を占める構造。直近の約10年間で、GDPにおける第三次産業の占める割合は8%増えた一方、第二次産業と第一次産業の割合は減少

産業別GDP構成比（2011年と直近の比較）

2011年

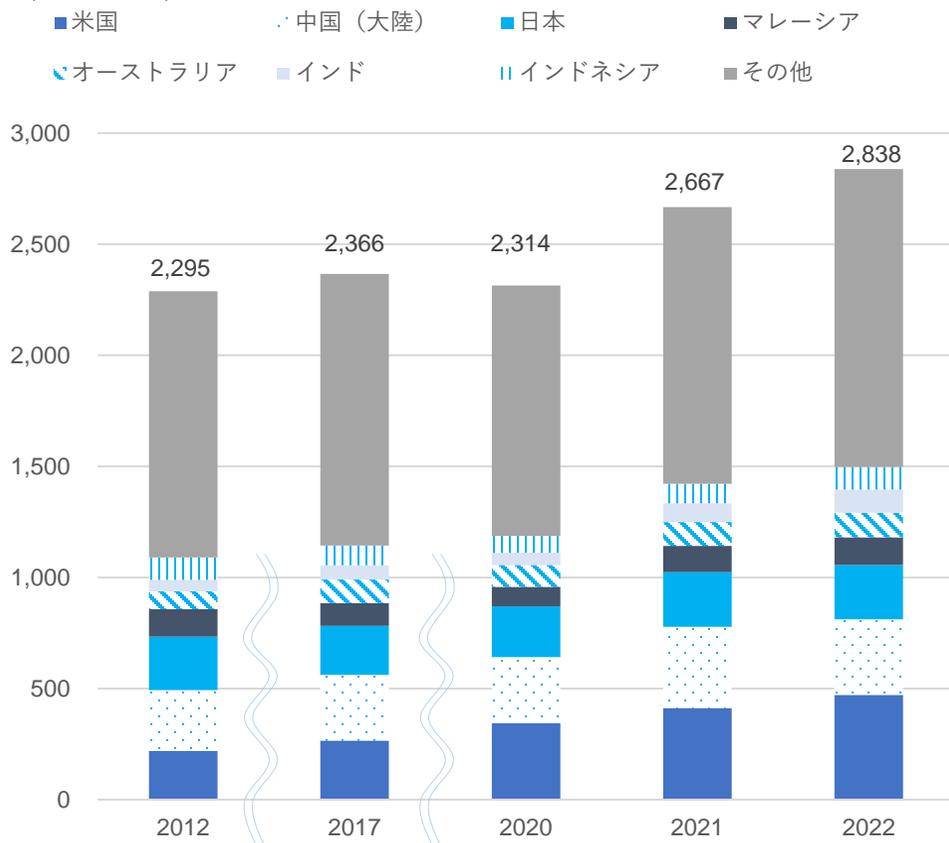
2022年



- 2012年から2022年の10年間における輸出総額は新型コロナウイルスの流行の影響を受けた2020年を除けば堅調に増加。国・地域別の内訳では、米中日が4割弱を占め、マレーシア、オーストラリア、インドと続く
- 品目別では機械類・精密機器・電気機械、化学部品等の工業製品に加え、農林水産品の輸出額の額が大部分を占める

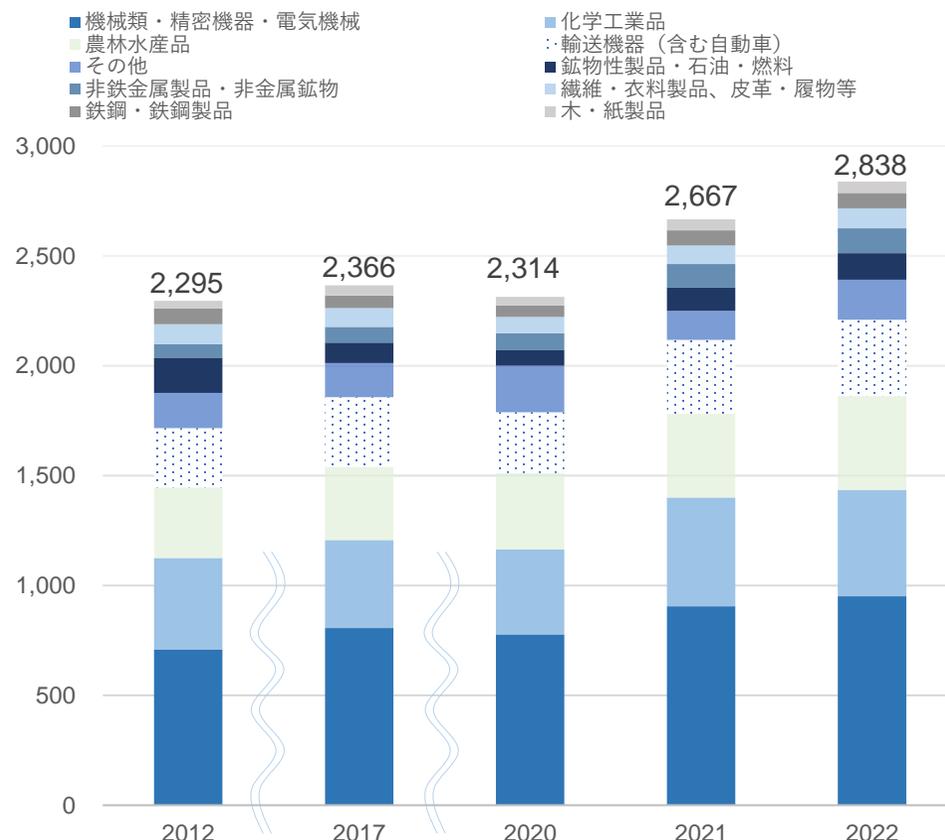
### 国・地域別輸出額の推移

(億米ドル)



### 品目分類別輸出額の推移

(億米ドル)



(注) アジアのその他の国・地域については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記、台湾を含む。品目分類は、HSコード2桁分類をもとに集計

- 輸出額が最も大きい機械類・精密機器・電気機械の輸出先としては米国が最も多く、化学工業品、農林水産品といった他の主要輸出品目は中国が多くなっている

(億米ドル)

## 輸出額の内訳（国・地域別×品目分類別）

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料製品、 皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国別輸出総額 (億米ドル)
米国	10.2%	0.3%	13.6%	4.8%	19.8%	21.5%	15.0%	27.0%	5.8%	17.5%	472
中国（大陸）	23.4%	4.4%	21.6%	36.5%	7.2%	2.9%	14.4%	7.7%	2.8%	1.7%	340
日本	10.4%	1.1%	8.8%	3.9%	9.4%	9.7%	16.7%	9.8%	5.6%	4.3%	245
マレーシア	4.1%	12.5%	5.0%	4.1%	1.6%	5.6%	3.0%	3.6%	6.1%	1.2%	124
オーストラリア	2.4%	1.4%	2.6%	1.1%	1.5%	3.0%	1.9%	1.9%	16.1%	3.0%	111
インド	3.1%	1.8%	6.0%	2.7%	4.0%	6.7%	7.9%	2.7%	1.2%	5.8%	104
インドネシア	3.8%	2.4%	4.9%	3.9%	4.4%	5.4%	3.0%	2.6%	5.9%	0.5%	102
その他	42.6%	76.1%	37.5%	43.0%	52.1%	45.2%	38.1%	44.7%	56.5%	66.0%	1,341
品目分類別輸出総額 (億米ドル)	429	120	483	52	91	70	114	951	347	182	2,838

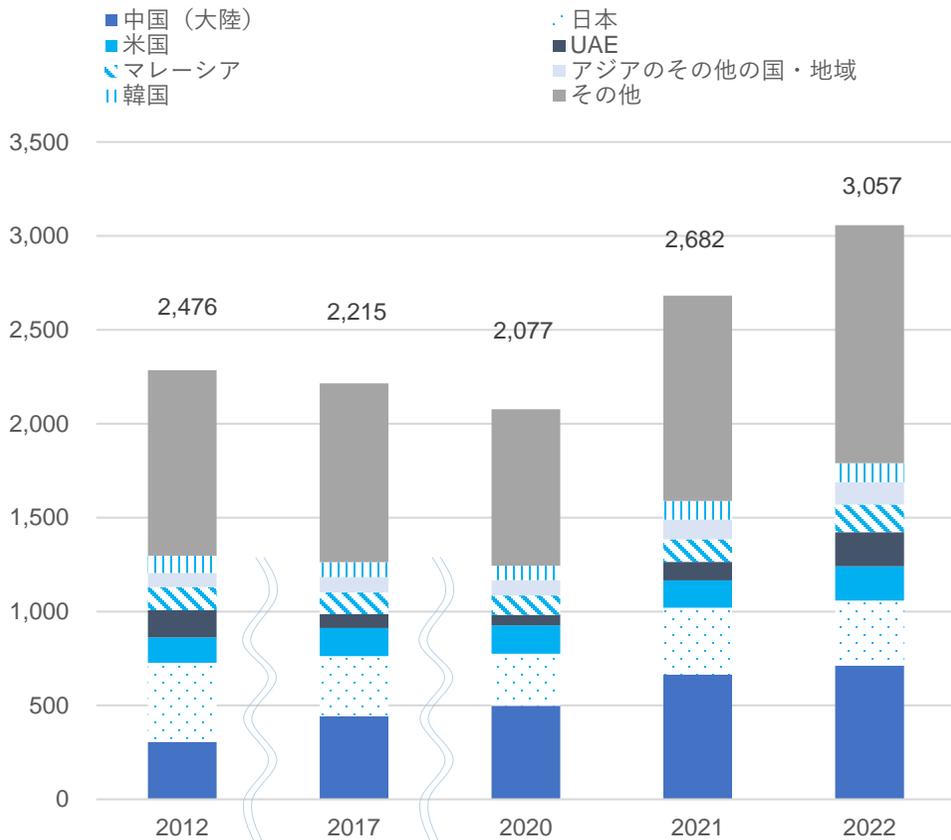
(注1) 各品目分類に占める、輸出相手国別の割合を表示。最も割合が高い国を網掛け表示

(注2) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類をもとに集計

- 2012年から2022年の10年間にかけて輸入総額のトップが日本から中国に変化。日本からの輸入額は安定的に推移しているものの、中国からの輸入額は増加傾向が継続
- 品目別では製造業において使用される機械類・精密機器・電気機械と鉱物性製品・石油・燃料が毎年約50%を占める

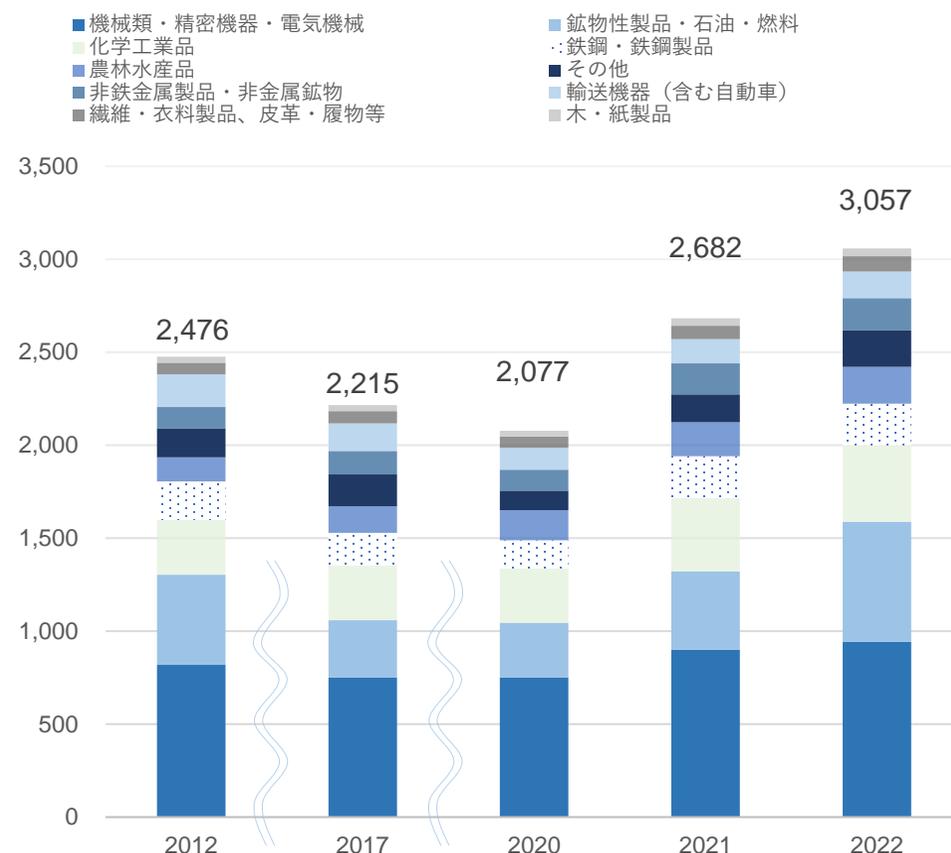
### 国・地域別輸入額の推移

(億米ドル)



### 品目分類別輸入額の推移

(億米ドル)



(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記、台湾を含む。品目分類は、HSコード2桁分類をもとに集計

- 太宗の品目について中国からの輸入が多くなっているものの、輸送機器においては日本からの輸入がやや多い
- 鉱物性製品・石油・燃料についてはUAE（アラブ首長国連邦）からの輸入が多い

## 輸入額の内訳（国・地域別×品目分類別）

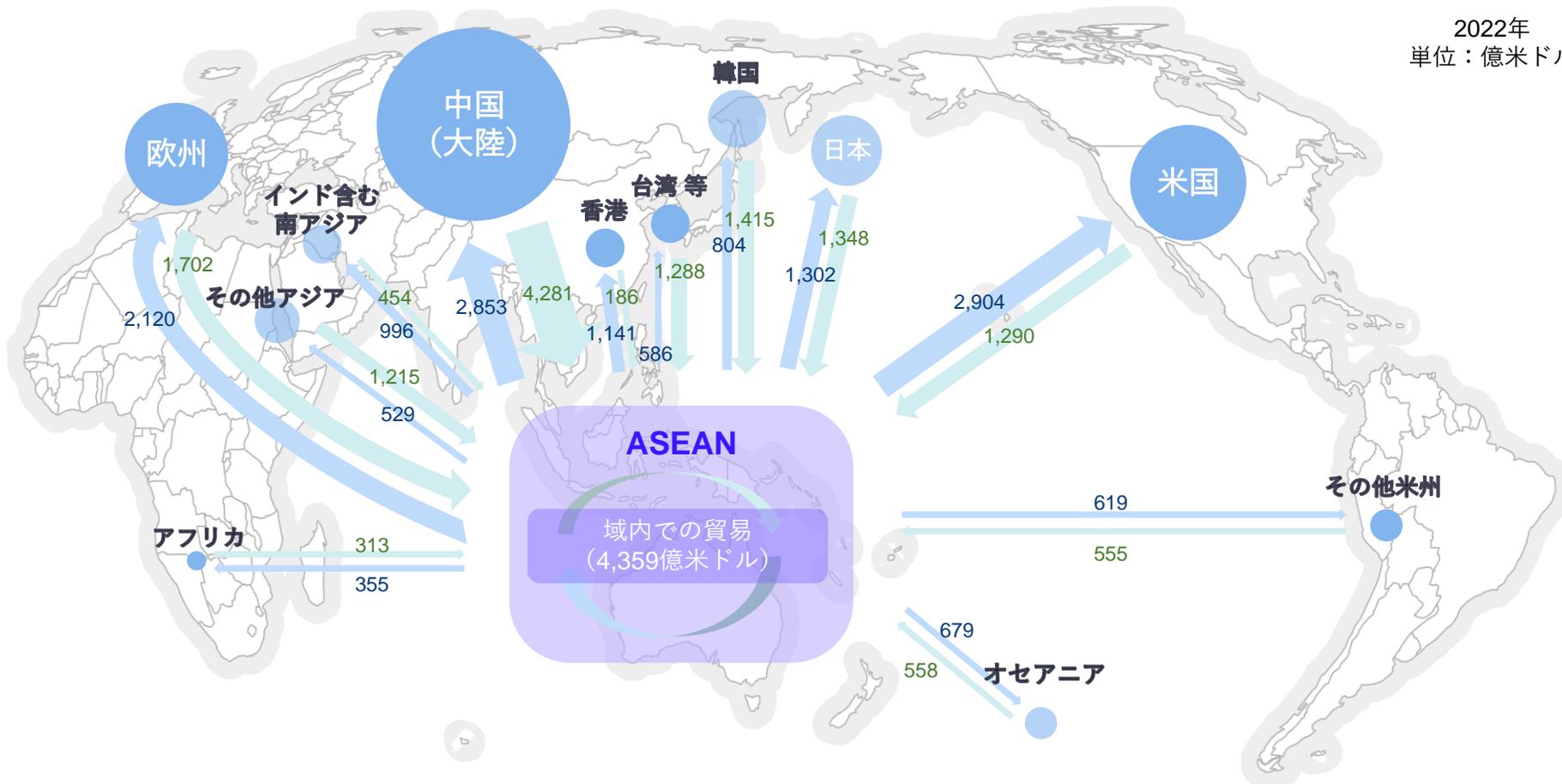
（億米ドル）

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料製品、 皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国別輸入総額 (億米ドル)
中国（大陸）	13.3%	1.4%	28.4%	23.3%	39.6%	31.9%	30.0%	36.4%	20.0%	11.7%	712
日本	1.9%	0.3%	12.6%	7.5%	4.8%	29.9%	17.5%	14.9%	23.1%	5.2%	346
米国	7.2%	6.6%	7.2%	17.5%	4.9%	2.0%	2.6%	5.5%	13.3%	2.9%	183
UAE	0.3%	26.6%	0.2%	0.0%	0.0%	0.3%	2.3%	0.0%	0.1%	1.6%	181
マレーシア	3.2%	6.5%	6.5%	4.5%	0.8%	3.0%	3.5%	5.4%	2.7%	1.3%	147
アジアのその他の国・ 地域	1.4%	0.0%	3.4%	1.8%	4.0%	4.0%	3.2%	8.6%	1.1%	0.4%	119
韓国	2.0%	0.7%	5.7%	2.8%	2.0%	9.0%	4.0%	3.6%	1.9%	1.4%	102
その他	70.7%	57.9%	36.0%	42.6%	43.9%	19.9%	36.9%	25.6%	37.8%	75.5%	1,268
品目分類別輸入総額 (億米ドル)	198	645	411	41	83	224	173	942	143	196	3,057

（注1）各品目分類に占める、輸入相手国別の割合を表示。最も割合が高い国を網掛け表示

（注2）「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む。品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

- ASEANは高い経済成長率を背景に貿易を拡大しており、中国（大陸）、米国、欧州、日本が域外の主要な貿易相手となっている。欧米に対しては輸出超であるが、東アジアからは輸入が上回る傾向
- 2010年に発効したASEAN物品貿易協定（ATIGA）や、2022年に発効したRCEP協定なども追い風に、域内外の各国との経済的な結びつきを深めつつあり、アジア・太平洋地域におけるサプライチェーンのハブとしても存在感



(注) ASEAN（ブルネイ、ラオスを除く8カ国）の2022年貿易額をもとに作成。緑色は輸出、青色は輸入のフロー、国別の円の直径と矢印の太さは規模を示す  
地域分類は国連に従う。「台湾等」は、UN Comtradeの「他のいずれにも含まれないその他のアジア」を表示。ASEAN域内は輸出額ベースで記載

(出所) UN Comtradeを基に、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 製造業では自動車産業、電気・電子産業のプレゼンスが高い
- 近時は高度産業の育成に向けタイランド4.0（注）を掲げ、積極的な投資誘致を継続
- 農林水産業、サービス業も重要な外貨獲得手段

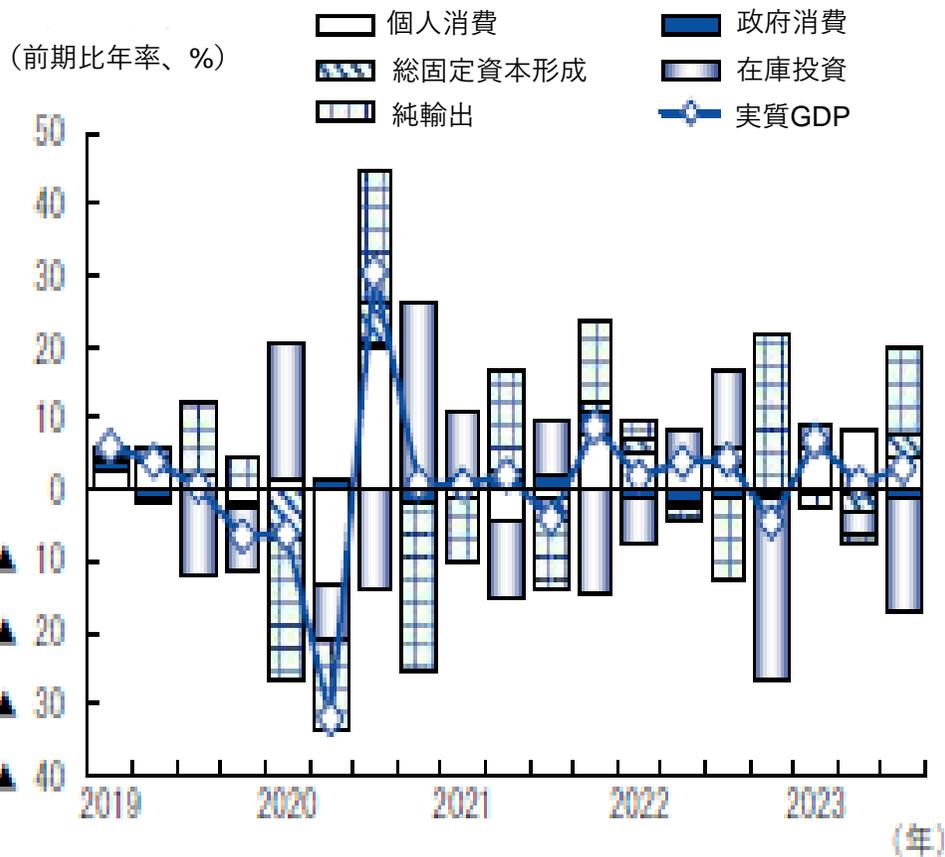
（注）タイの成長過程において、重点産業を農業（第1段階）、軽工業（第2段階）、重工業（第3段階）としてきた中、イノベーションや生産性向上などにより、持続的に高付加価値な財・サービスを創造する第4の発展段階をめざすとする国家戦略

### 主要産業の特徴と動向

	製造業	農林水産業	サービス業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アジアの自動車生産中核拠点としての機能（「アジアのデトロイト」）。日系企業は大きなプレゼンスを有するも近時は電気自動車を中心として中資系企業が急伸</li> <li>✓ 家電・HDD（ハードディスクドライブ）・集積回路・半導体が主な輸出品目。ASEANの中でも家電分野で部品産業が発達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 近年でも名目GDPの1割弱、就業人口の約3割を占めており、依然として重要な産業の一つ</li> <li>✓ 主要輸出農作物は、コメ、キャッサバ、サトウキビ、天然ゴム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ サービス業は、一部を除き外資規制対象のため、外資マジョリティでの参入は禁止されているが、小売業の場合、最低資本金1億バーツ以上、かつ1店舗あたりの最低資本金額2,000万バーツ以上の場合、外資100%での参入が可能（小売・卸両方の場合は2億バーツ以上）</li> </ul>
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2023年は輸出不振や政治的空白により自動車等を除く多くの業種において停滞気味</li> <li>✓ 2020年以降、テレワークの世界的普及に伴う電子機器生産需要が高まる半面、半導体不足等が電子産業全体の重しに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ コメの生産量は2018年以降2022年まで世界6位をキープ</li> <li>✓ キャッサバ・サトウキビなどはバイオマス燃料として注目度を高める</li> <li>✓ タイ政府はICTを用いた農業の高度化を支援しており、「スマート農業」を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2019年の旅行収入は約9兆円の規模だったものの、新型コロナウイルスの影響から2021年は前年比62%減の7,633億円</li> <li>✓ 2023年年初における外国人旅行客の目標を3,000万人に設定。2023年12月24日時点の観光客数は2,725万人と、目標に迫る数値を記録</li> </ul>

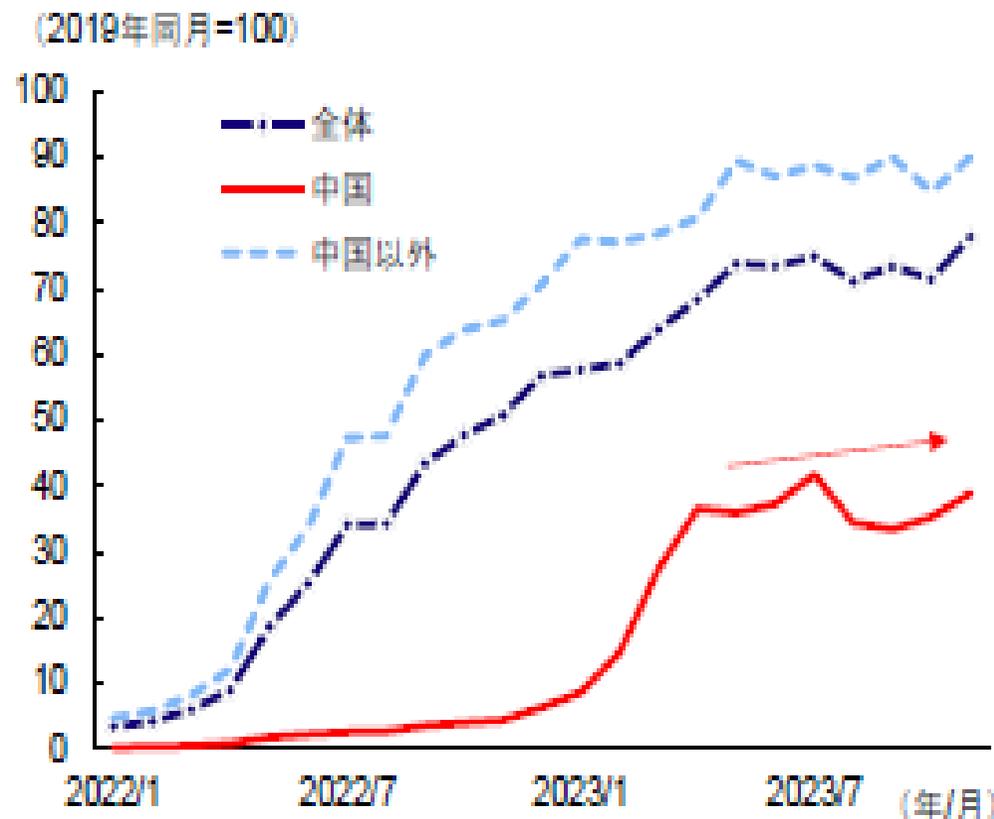
■ 2023年7-9月期の実質GDP成長率は、前期比年率+3.1%と前期（同+0.9%）から加速したものの、実態としては順調とは言えず  
 ⇒外国人観光客の回復等により純輸出の寄与度はプラス推移に転換したものの、輸出額は伸び悩んでおり、内需停滞による輸入の減少によってもたらされたもの

実質GDP成長率



(注) 在庫投資は、全体から各項目を控除した残差として計算

訪タイ外国人数



- 2024年は、デジタル通貨給付による国内消費刺激策、中国企業をはじめとした海外からの大型投資等もあり、2023年対比で若干成長率は上昇する見込み
- 他方、貿易等で存在感を増している中国景気の減速等、外需要因の影響を受けやすい経済構造でもあり、年内に見通しが下方修正される可能性も

## アジア経済見通し総括表（短期）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 (%)
アジア	▲ 0.8	7.4	4.1	4.8	4.1
中国	2.2	8.4	3.0	5.2	4.6
NIEs	▲ 0.6	5.7	2.1	1.5	2.2
韓国	▲ 0.7	4.3	2.6	1.4	2.3
台湾	3.4	6.5	2.4	1.4	3.0
香港	▲ 6.5	6.4	▲ 3.7	3.2	2.9
シンガポール	▲ 3.9	8.9	3.6	1.0	2.0
ASEAN5	▲ 3.5	3.4	5.5	4.0	4.5
インドネシア	▲ 2.1	3.7	5.3	5.0	5.0
タイ	▲ 6.1	1.5	2.6	1.9	2.7
マレーシア	▲ 5.5	3.3	8.7	3.7	4.4
フィリピン	▲ 9.5	5.7	7.6	5.6	6.2
ベトナム	2.9	2.6	8.0	5.0	5.8
インド	▲ 6.0	8.9	7.0	7.8	6.8
オーストラリア	▲ 1.8	5.2	3.8	2.1	1.5
(参考) NIEs+ASEAN5	▲ 2.4	4.3	4.4	3.5	4.9
(参考) 中国を除くアジア	▲ 4.0	6.3	5.4	4.9	4.9

(注) 実質GDP成長率（前年比）。網掛けは予測値。平均値はIMFによるGDPシェア（購買力平価ベース）により算出

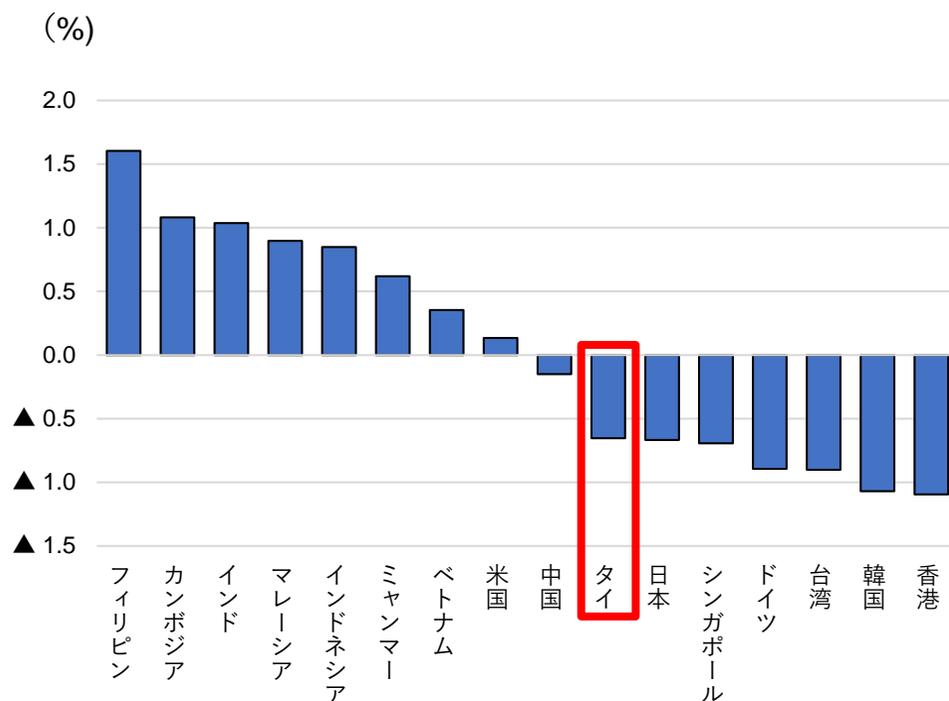
- 2023年5月の下院総選挙にて、野党の前進党とタイ貢献党が圧勝し、2014年から続いたプラユット政権は終了。同年7月にプラユット氏は政界からの引退を表明
- 2023年7月、第一党となった前進党のピター氏は第一回首相選出投票にて、同党の刑法112条（不敬罪）改正の公約等を背景に保守派の支持を得られず、首相選出の条件の上下院過半数の獲得に至らないという結果
- 2023年8月、タイ貢献党は前進党を除く与野党11党の民軍連立を発表。第二回首相選出投票にてタイ貢献党のセター氏が上下院過半数の賛成を獲得し、首相に就任
- セター政権は貧困層へのデジタルマネー1万バーツ（約4万円）の給付や最低賃金一日400バーツ（約1,690円）への引き上げを掲げており、財政圧迫や人件費上昇が懸念される

## タイの政治動向

発生時期	政治動向
2006年	軍事クーデター発生、スラユット暫定軍事政権発足
2008年	民生移管、2007年憲法に基づく総選挙でタクシン派のサムック政権発足
2010年	最高裁判所によるタクシン一族の資産没収判決を受け、タクシン派がバンコクで大規模デモを実施（参加者10万人、死者91人）
2011年	下院選挙でタクシン派のタイ貢献党が過半数議席を獲得。タクシン氏実妹のインラック氏が首相に就任
2014年	下院選挙を実施。タクシン派勝利によりインラック政権が継続。のちに憲法裁判所がインラック政権に失職判決を言い渡し、プラユット氏がクーデターを決行。プラユット氏が首相に就任
2019年	総選挙を実施し、プラユット氏が首相再任
2022年8月	野党の意向を受け、下院議長がプラユット氏の任期について憲法裁判所に提訴 憲法裁判所が下院議長の訴えを受理し、首相公務の一時停止を命令。プラウィット副首相が職務代行
2023年5月	下院総選挙にて前進党、タイ貢献党が過半数議席を獲得
2023年7月	前進党のピター氏が首相選出投票に立候補するも、選出要件の上下院過半数の賛成票獲得に失敗 同氏はメディア企業の株保有に関する提訴を受け議員資格停止処分を受ける
2023年8月	ピター氏の首相選出失敗を受け、タイ貢献党は旧親軍政権を含む与野党11党の連立を発表。首相選出投票にてセター氏が首相に選出される
2024年3月	選挙権利委員会が最大野党の前進党の解党を求めて憲法裁判所へ提訴。同党は2023年5月の下院総選挙にて不敬罪改正を公約に掲げており、それが憲法に違反すると判断されたことが背景

- 国際連合の統計によると、2019年に生産年齢人口が減少に転じており、経済成長のマイナス懸念要因の一つ
- 経済成長の基盤となる人的資本の育成という観点では、ベトナム、中国、マレーシアなどに後れを取っていると世界銀行は評価。これに対して、政府は教育を重点産業に指定し、高度技術訓練や研修を行う企業への税務インセンティブ付与などの施策を実施
- 首都バンコクでは交通渋滞が社会問題化。渋滞時間やガソリン代等を含む交通渋滞による経済的な損失は年間約1,600億円と試算されており、鉄道網の拡充等、交通インフラ対策が進められている

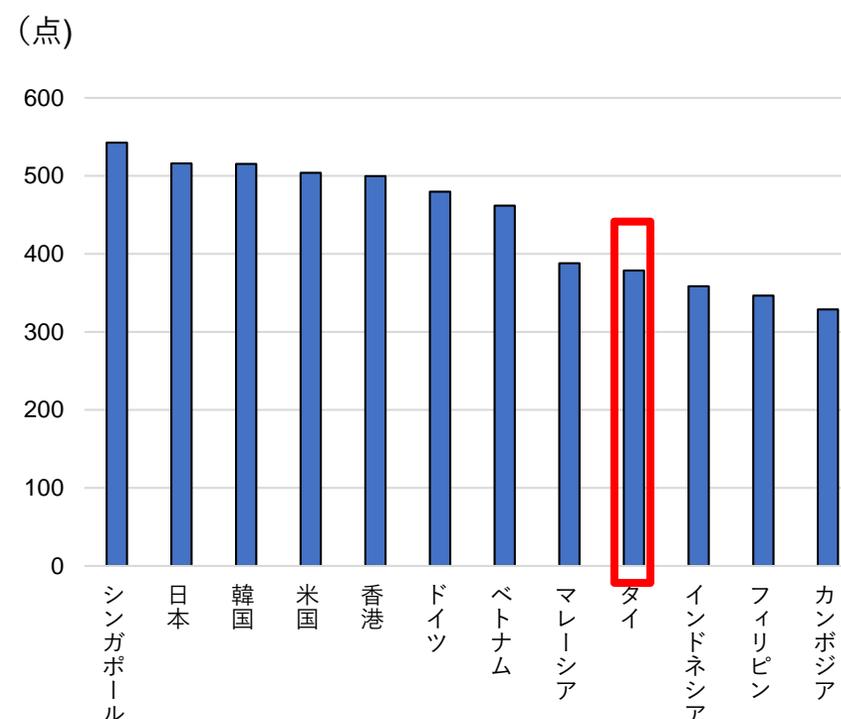
生産年齢人口増加率（2022～2030年予想平均）



(注) 生産年齢は15～64歳

(出所) 国際連合を基に、みずほ銀行国際戦略情報部作成

PISA 読解力平均得点（注）（2022年）



(注) OECDの学習到達度調査

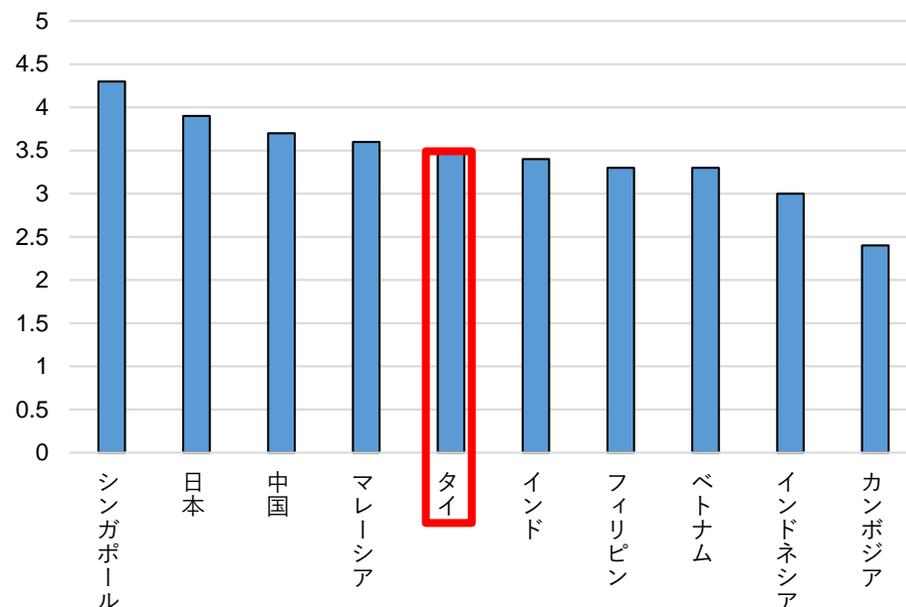
(出所) 世界銀行を基に、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 地理的にメコン地域の中心であるという強みを生かし、周辺国との連結性強化を推進。進捗は緩やかなものの、関税撤廃や規制緩和により、ソフト面での連結強化に取り組む。ハード面でも、2000年以降アジア開発銀行の協力を受けて東西・南北・南部経済回廊を開発中
- 製造業の産業集積、ASEAN域内における貿易自由化の先行を背景に輸出による経済成長を推し進めてきたが、中所得国の罫に直面。2016年4月に輸出主導経済から価値経済への移行に向けタイランド4.0政策を導入
- タイランド4.0政策では、農業、製造業、サービス業の3つの主要セクターのすべてに注目。東部地域の3県内における特定地域をEEC（東部経済回廊）エリアと指定し、東部地域インフラ開発、12の重点産業への投資呼び込みを推進

### グレートメコンの経済回廊



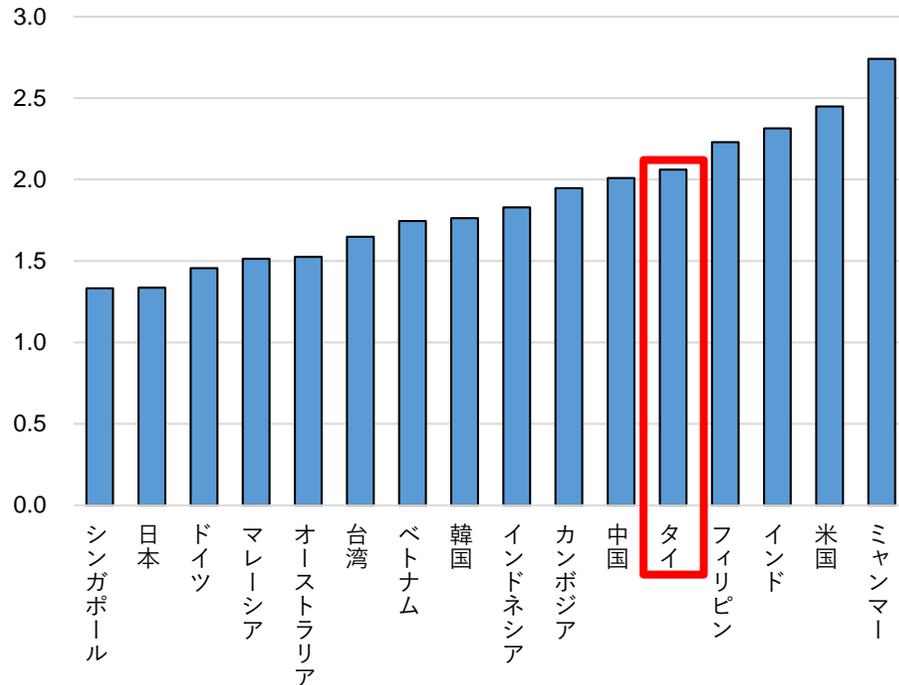
### 国際物流の効率性（2023年）



(注) 国際物流の効率性指数 (The Logistics Performance Index) は各国の主要輸入相手国や周辺国の物流専門業者 (総計1,000社以上) へ以下の6分野についてアンケートを行い、当該国の国際物流を5段階でスコア化したもの。  
 ①通関手続きの効率性②貿易・物流のインフラ③適切な輸送便確保の容易性  
 ④輸送サービスの能力・質⑤荷物の追跡管理能力⑥納期内到着度

- 下院選挙の結果である民意が政治に反映されず、旧親軍派勢力が、依然として強い影響力を維持。足元具体的な動きは窺えないものの、硬直的な政権体制が継続した場合、近年発生したデモの再燃へとつながる懸念もあり
- 輸出依存度は比較的高いものの、近年改善傾向。周辺国と比較すると輸出先が分散されており、国ごとのイベントに対しては一定のリスクヘッジが図られている

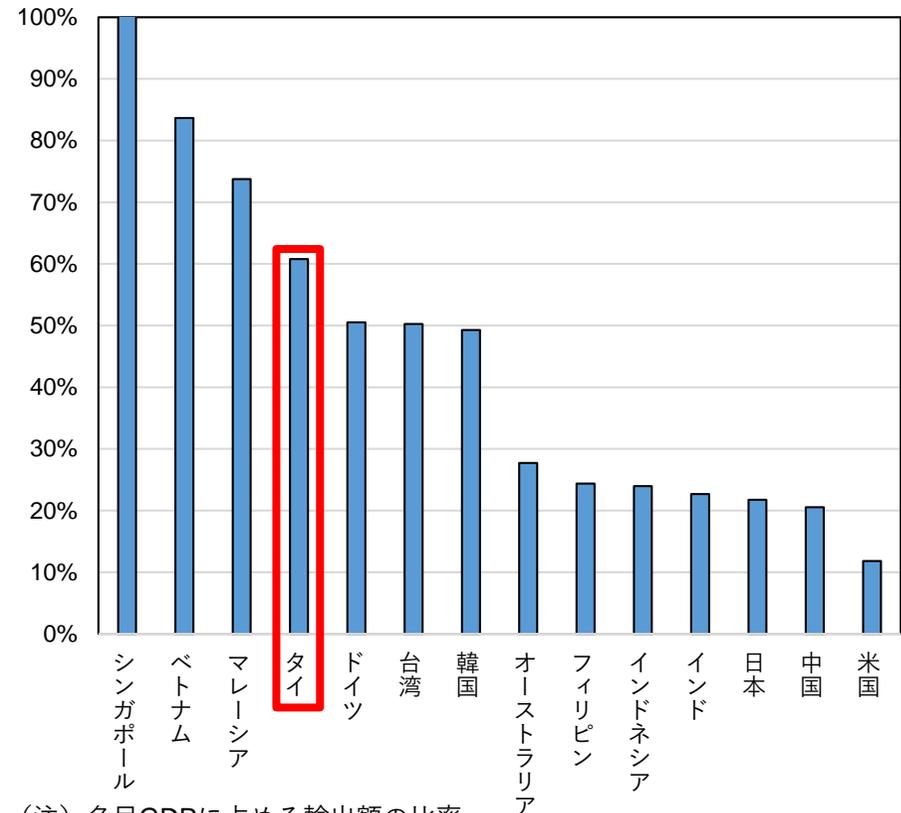
### 社会安全・治安指数 (2023年)



(注) 個人間の暴力・殺人件数や、小型武器の入手の容易さなどを合成。数字が大きいほど国内治安情勢が悪いことを示す

(出所) Institute for Economy and Peace, "Global Peace Index 2023"を基に、みずほ銀行国際戦略情報部作成

### 輸出依存度 (2022年)

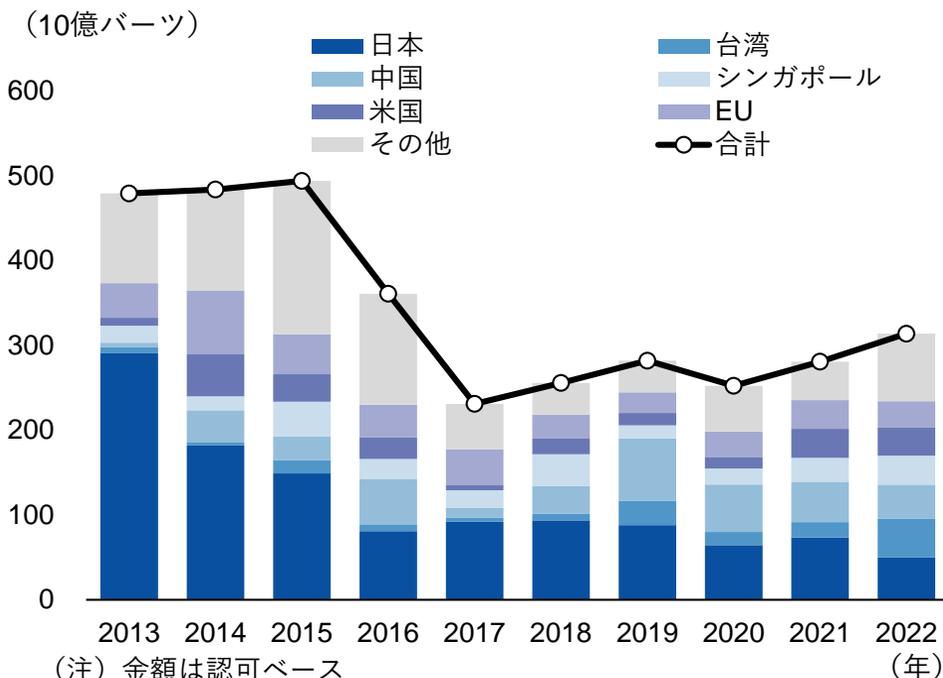


(注) 名目GDPに占める輸出額の比率

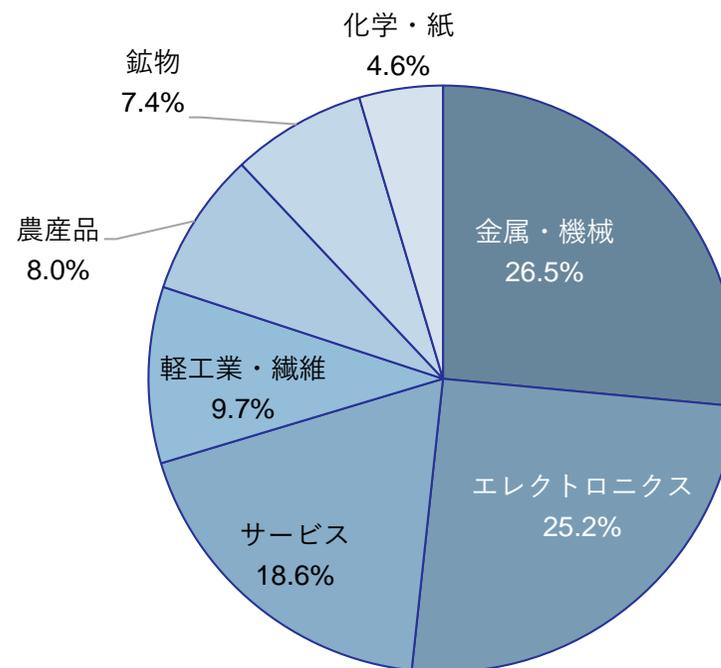
(出所) IMF "Direction of Trade Statistics"を基に、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 2022年の世界からの投資の認可額は、2021年から2年連続で前年超えで伸長。中国、台湾が投資の伸びをけん引した一方、日本からの投資は前年度の74億バーツから50億バーツと3割以上減少。タイ投資委員会（BOI）の公表によると、2023年における世界からの投資認可額は前年比78.1%増の約5,590億バーツになり、うち中国が前年対比3.1倍の約1,248億バーツで国別首位になっている。金属・機械とエレクトロニクス分野への投資が大幅に増加
- 業種別では製造業の比率が高いが、2016年4月に、輸出主導経済から価値経済への移行に向けたアプローチとしてタイランド4.0政策の推進が始まり、近年はサービス業への投資誘致にも注力中
- 米中貿易摩擦の影響から、米国向け製品の生産拠点を中国からタイへ移管する動きもあり、中国からの投資額が増加
  - タイ政府は生産移管を行う企業向け優遇策「タイランド・プラス」を発表。他ASEAN諸国との差別化を図り、移管検討先を囲い込む狙い

世界からの直接投資フロー（国・地域別推移）

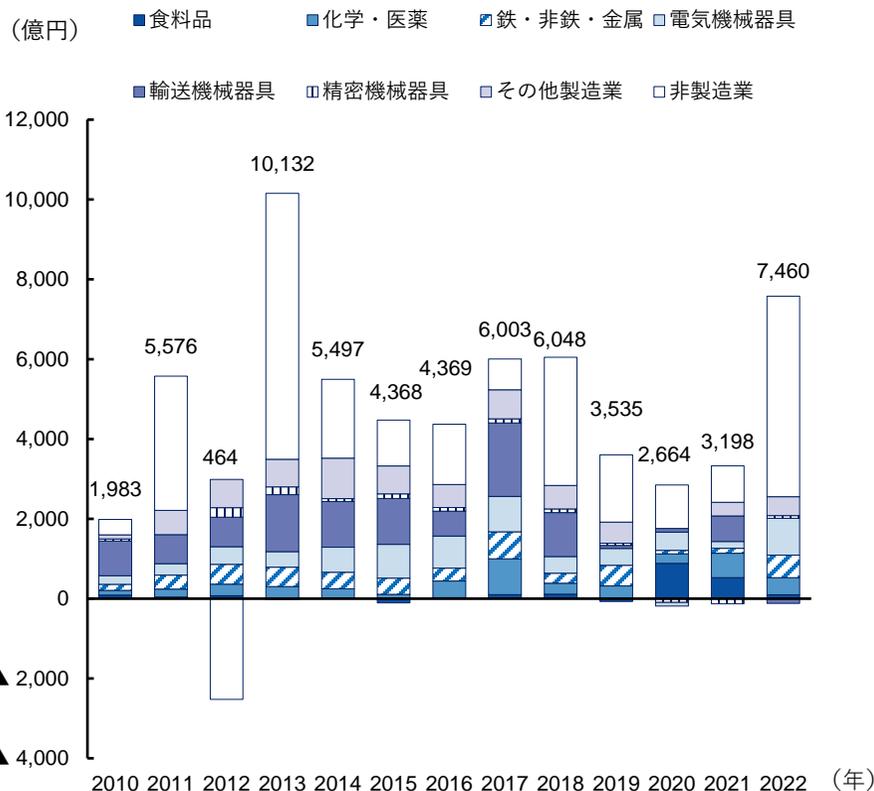


業種別内訳（2022年）



- 日本からの投資の実行額は新型コロナウイルスの感染拡大により一時的な低迷が見られるも、**2021年より回復**
- 業種別残高では、自動車を中心とした輸送機器や電気機械等の製造業が過半を占めている
- タイは、**2020年11月にRCEPに署名し、2022年1月1日に発効**。一方TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）については、参加の是非を検討も、現時点では加盟に至っていない

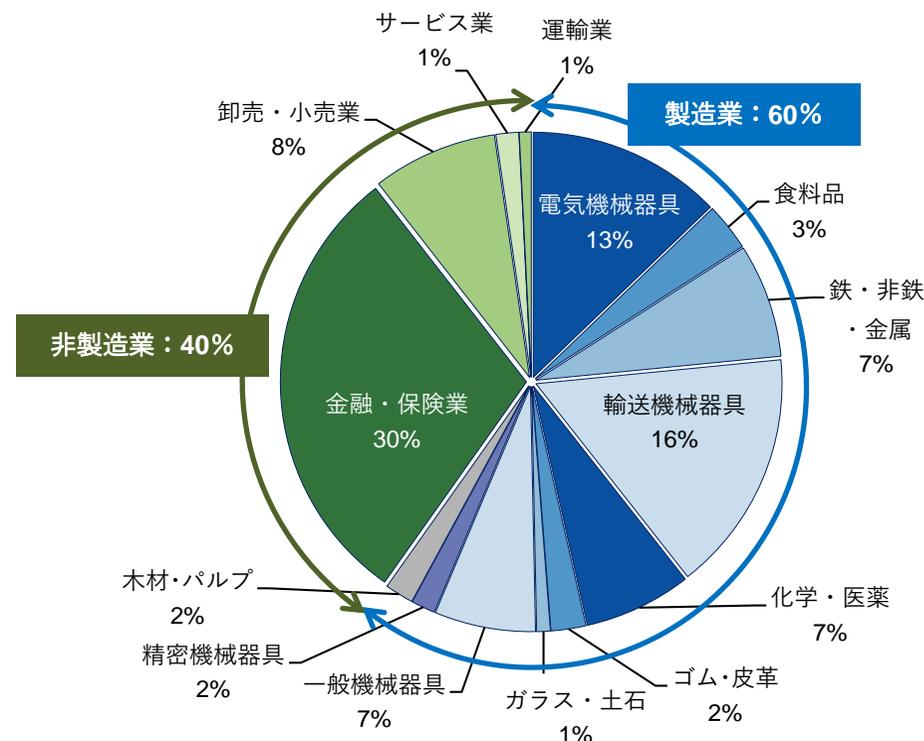
### 日本からタイへの直接投資フローの推移



(注1) 国際収支関連統計の基準変更により 2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

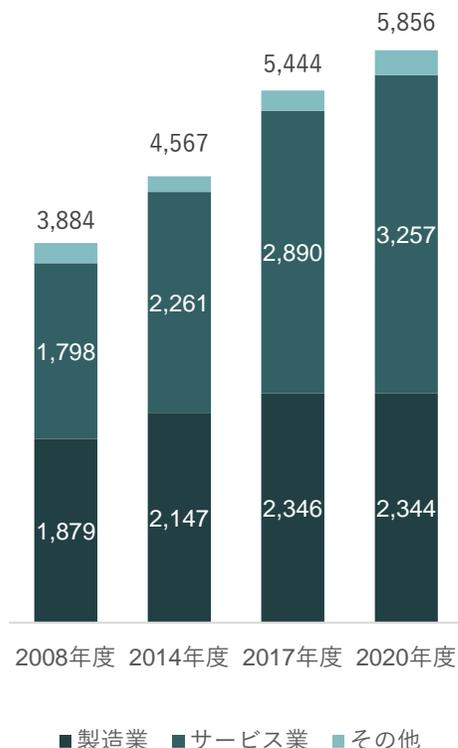
(注2) 金額は実行ベース

### 日本からタイへの対外投資残高 (2022年)



- 日系企業数は右肩上がりの増加を続けており、JETRO2021年12月調査では5,856社の日系企業が進出
- JBIC調査による2023年度進出有望国アンケートにおいては、タイは現地マーケットの現状規模や今後の成長性、第三国輸出拠点として高い評価を受けており、引き続きアジアの進出有望国として期待を集めている
- 日系企業の今後数年の事業展開としては撤退方針の企業は少ないものの、拡大方針の企業は他国と比べやや少ない

### 日系進出企業数の推移（2020年）



サービス業内訳	数
卸売業	1,392
専門サービス業	312
運輸業、郵便業	211
情報通信業	209
技術サービス業	173
飲食店	170
その他	790

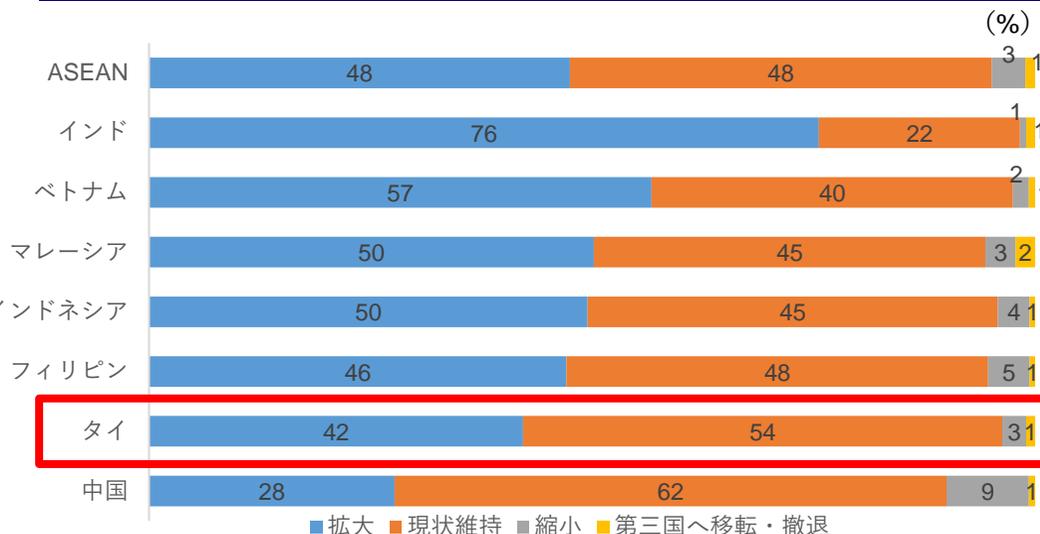
製造業内訳	数
食料品	146
飲料、たばこ、飼料	6
繊維	84
木材・木製品	7
家具・装飾品	11
パルプ・紙・紙加工品	40
印刷・関連連業	38
化学工業	139
石油・石炭製品	13
プラスチック製品	212
ゴム製品	73
窯業・土石製品	51
金属製造・加工	507
一般機械	233
電気機器	201
情報通信機械器具	48
輸送用機械器具	433
その他	102

(注) 日系企業：日本企業または日本人の出資が10%以上を占める企業

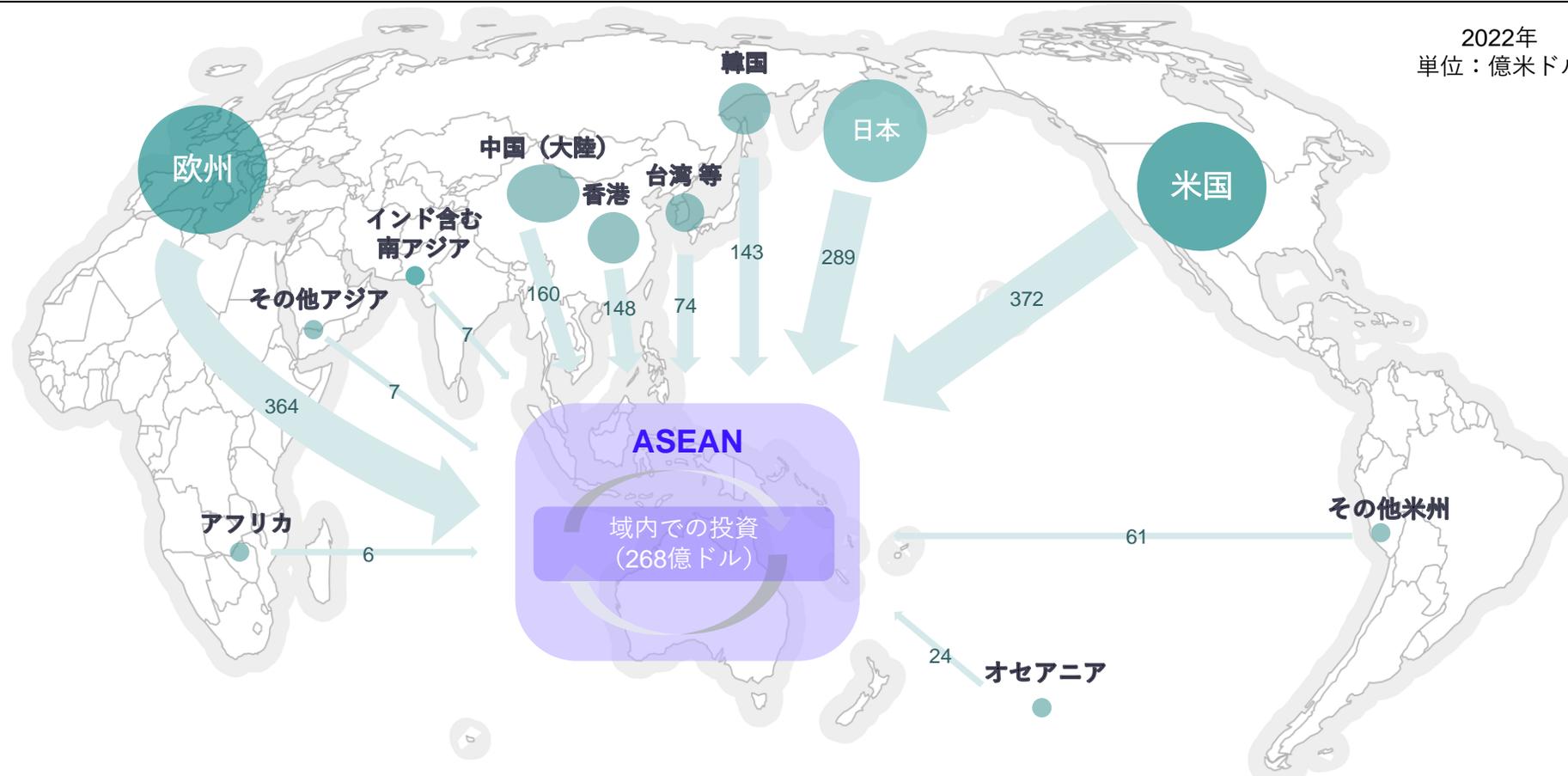
### 進出有望国アンケート

19年度調査		20年度調査		21年度調査		22年度調査		23年度調査	
得票率	(%)								
インド	48	中国	47	中国	47	インド	40	インド	49
中国	45	インド	46	インド	38	中国	37	ベトナム	30
ベトナム	36	ベトナム	37	米国	33	米国	32	中国	28
<b>タイ</b>	<b>33</b>	<b>タイ</b>	<b>31</b>	ベトナム	30	ベトナム	29	米国	27
インドネシア	25	米国	28	<b>タイ</b>	<b>22</b>	<b>タイ</b>	<b>23</b>	インドネシア	25
米国	23	インドネシア	27	インドネシア	19	インドネシア	21	<b>タイ</b>	<b>22</b>
フィリピン	12	フィリピン	10	フィリピン	9	マレーシア	8	メキシコ	11
メキシコ	12	マレーシア	10	メキシコ	9	フィリピン	8	フィリピン	9
ミャンマー	10	メキシコ	9	マレーシア	8	メキシコ	7	マレーシア	7
マレーシア	10	ミャンマー	7	台湾	6	台湾	6	ドイツ	5

### 今後数年の事業展開方針



- ASEANへの対内直接投資額は米国・欧州・日本が三極となっており、近年は中国（大陸）、香港、台湾、韓国等も投資を拡大しつつある
- 特に中国は、タイでのEV工場建設やインドネシアでの鉱山開発など様々な分野で投資を拡大。ベトナムをはじめ、米中との距離感をうまくバランスさせることで両国からの投資を集めている国もあり、投資先としてもASEANの存在感は大きくなっている



(注) ASEAN (ブルネイ、ラオスを除く8カ国) の2022年対内直接投資 (FDI) 流入額をもとに作成。矢印の太さは流入額の大きさを示す。地域分類は国連に従う。

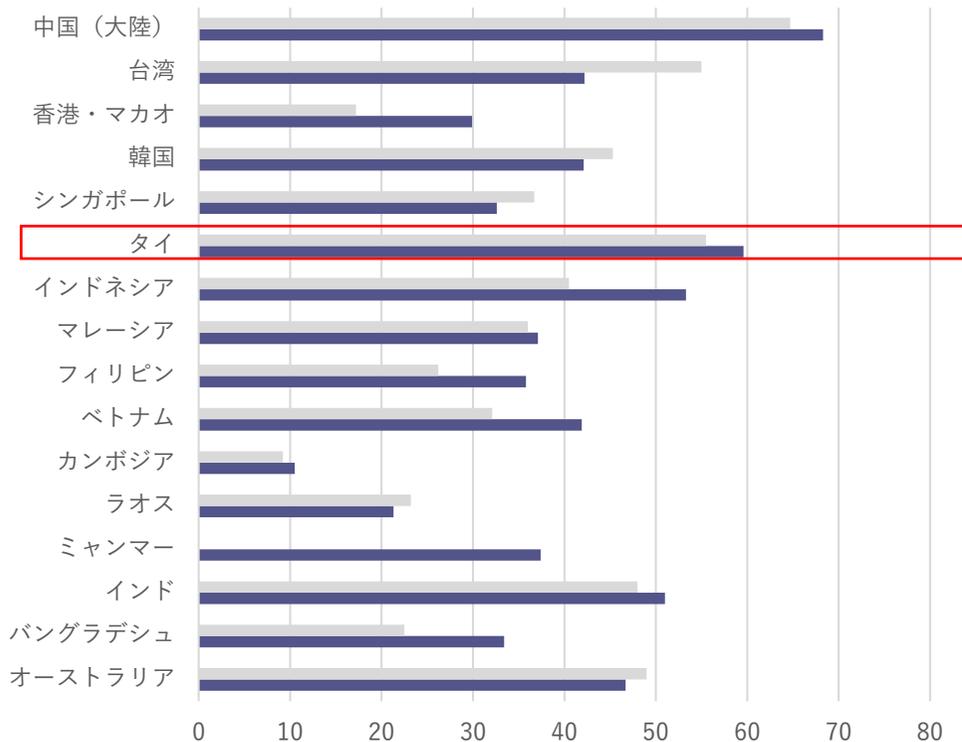
ベトナムの域外からのFDI流入額はベトナム計画投資省の登録額ベース、ベトナムを除く7カ国は資金移動ベースで推計を実施

(出所) ASEANStats、ベトナム計画投資省を基に、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 製造業における各工程の進出が一巡していることから、タイにおける日系企業（製造業）の現地調達比率はASEAN諸国の中で最も高い水準にある
- 部品や素材調達においては、太宗の品目において中国（大陸）の影響力が強く、2015年との比較でも中国からの調達比率が増加している。また、輸送機器といった日本からの供給割合が比較的高い分野においても、中国の存在感が増している

日系進出企業（製造業）の原材料・部品の現調比率

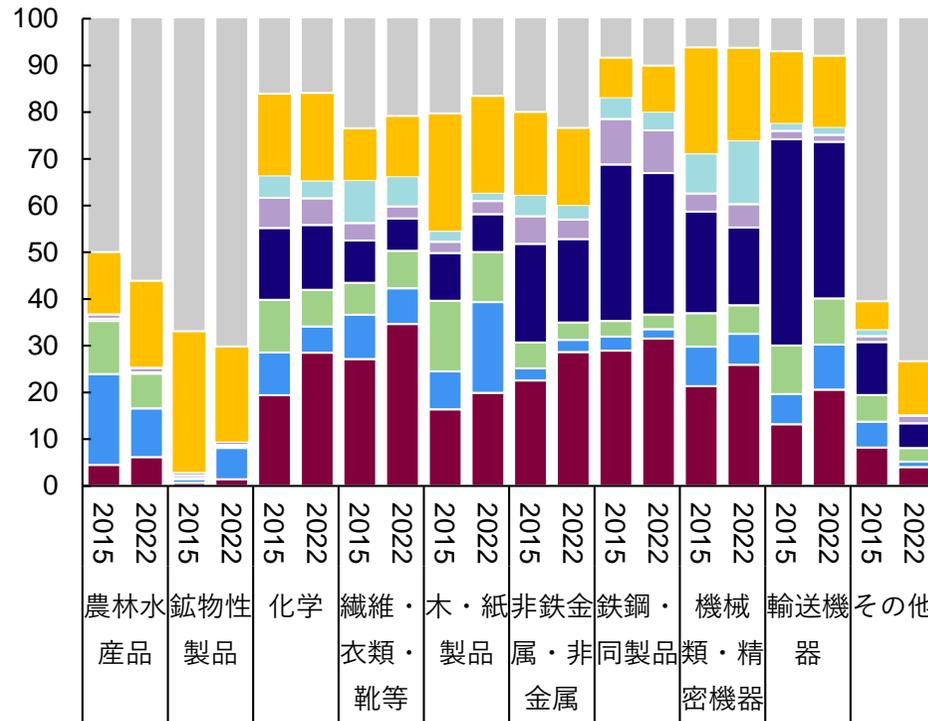
■ 2015 ■ 2023



（出所）JETRO 海外進出日系企業実態調査を基に、みずほ銀行国際戦略情報部作成

タイの部素材の調達先（輸入の国・地域別割合）

■ 中国 ■ 米国 ■ EU ■ 日本 ■ 韓国 ■ 台湾 ■ ASEAN ■ その他



（出所）UN Comtradeを基に、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成  
 （注）部素材の定義はRIETI-TIDに従う。また、「台湾」は「その他アジア」を集計しており、UN Comtradeデータセット上他の国・地域に分類されない

- 充実したインフラ、メコン地域の中心に位置する地理的優位性、集積した裾野産業等が魅力
- 政府が指定する重点産業においては投資奨励制度が充実
- 少子高齢化、労働コストの上昇、高度人材の不足が課題であり、タイ政府も改善に向けた取り組みを実施中
- 現政権は、旧タクシン派のタイ貢献党と親軍派が主要党派となり、前進党が第一党であるにも関わらず野党になるという特異な様相。タイでは総選挙結果への不服や政治対立の激化を受けて、大規模なデモや抗議活動が行われてきた経緯があり、現在の状況が続く場合、政局混乱が直接投資へ影響を強める懸念も

## 投資における魅力／成長産業

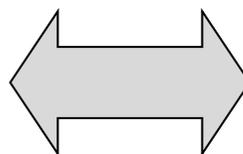
裾野産業の集積

インフラの充実

整備された投資関連法制

消費者の高い購買力

地理的優位性



## 投資における留意点（課題）

労働コストの上昇

デモ、クーデター再燃リスクは残存

高度人材の育成

家計債務の積み上がり

政治動向

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- タイ法人設立後、外国人（日本人を含む）がタイにて就労するにあたっては、滞在査証（Non Immigrant Business VISA：Bビザ）および労働許可証（Work Permit）を取得する必要あり
- 原則、外国人1人のビザ延長資格を得る際、最低4人のタイ人の雇用が必要
- 13の産業に就労・投資する外国人に対するスマートビザの発給が2018年2月より開始。一定の条件を満たせば労働許可の取得は免除され、90日ごとに義務付けられている居住地報告も免除
- 2022年6月に、富裕層の外国人や投資家をタイに呼び込む目的から、長期滞在者（Long-term Resident）ビザの制度を導入。これにより、一定の要件を満たせば10年有効なビザの申請が可能となった

ビザ等の取得・留意点

現地における雇用・解雇規制

就労ビザ  
&  
労働許可証  
(Work Permit)

- ✓ 外国人がタイにて就労するためには、Bビザと労働許可証の両者を取得する必要があり、Bビザはタイへの入国許可、労働許可証はタイでの就労許可、という立て付けとなっている
  - ①Bビザ  
移民法（Immigrant Act）に基づき、移民局（入国管理局）より入国目的に適合した滞在査証（ビザ）を取得することが必要となる
  - ②労働許可証  
外国人労働法に基づき、外国人は労働省（雇用局）より労働許可証（Work Permit）を取得する
- ✓ 両者は管轄官庁が異なるものの制度的には対を成し、労働許可証が更新できないとBビザも更新できないという仕組み

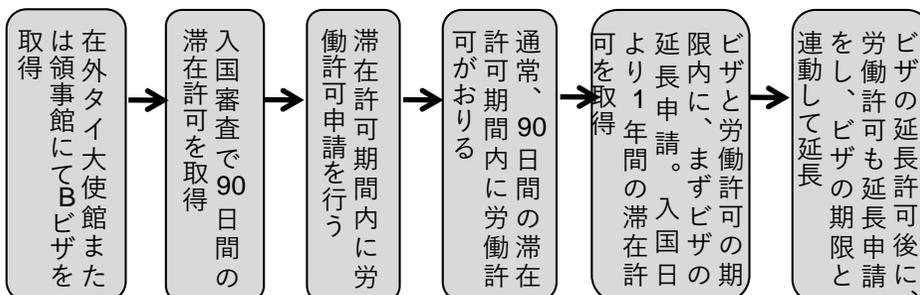
- ✓ 会社都合による解雇の場合、使用者は継続勤務期間に応じて解雇手当を支払わなければならない
- ✓ 2023年4月の労働法改正により一定の要件のもと労使間で合意することで従業員はオフィス外での勤務が可能に
- ✓ 10人以上の従業員を雇用している会社についてはタイ語による就業規則を作成することが法律により義務付けられており、労働者保護法では就業規則の最低限の記載事項が以下の通り定められている

<労働者保護法第108条第1項>

10人以上の従業員を擁する雇用者（会社）は、タイ語による就業規則を制定しなければならない。当該就業規則は、少なくとも以下の詳細を含むこと

- (1) 労働日、通常の労働時間、休憩時間
- (2) 休日および休日の付与に関する原則
- (3) 時間外労働および休日労働に関する原則
- (4) 賃金、時間外手当、休日手当、休日時間外手当の支給日および支給場所
- (5) 休暇および休暇の付与に関する原則
- (6) 規律およびその違反に対する制裁
- (7) 請願
- (8) 解雇、解雇手当および特別解雇手当

取得フロー



【Ⅱ - 1】労働関連情報②～労働コスト

Strictly Confidential

(単位：米ドル)

国・地域名	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	マレーシア	タイ		
都市名	東京	上海	深セン	香港	ソウル	台北	シンガポール	クアラルンプール	バンコク	
製造業	作業員賃金（一般工職）	2,018	832	415	2,138	2,426	1,212	1,905	430	385
	エンジニア賃金	2,629	1,434	519	3,536	2,745	1,586	2,681	818	663
	マネージャー賃金	4,210	2,217	1,036	4,889	3,678	2,264	4,195	1,649	1,884
非製造業	スタッフ賃金（一般職）	2,044	1,291	1,024	2,639	2,181	1,490	2,692	941	744
	マネージャー賃金	3,828	2,625	1,987	4,556	3,533	2,479	4,722	2,076	1,642
	店舗スタッフ賃金（アパレル）	2,722	—	1,450	1,702	2,933	1,068	1,268	507	321
店舗スタッフ賃金（飲食）	2,271	—	721	2,005	1,887	996	990	497	321	
法定最低賃金	7.59/時	375/月	329/月（3.09/時）	5.1/時	1,564/月	828/（5.52/時）	—	317/月（14.6/日・1.52/時）	—	8.65～9.34/日
賞与支給額（固定賞与+変動賞与）	4.63ヵ月分	2.24ヵ月分	1.54ヵ月分	1.90ヵ月分	2.55ヵ月分	3.34ヵ月分	2.54ヵ月分	1.92ヵ月分	—	2.68ヵ月分
社会保障負担率（雇用者負担）	15.71%～25.37%	32.66～36.02%	19.74～33.49%	①5% 月収HKD30,000未満 ②HKD1,500 月収HKD30,000以上	10.07%～30.1%	13.96%	17%	14.45～14.95%	—	5%
名目賃金上昇率	3.2% (2023年)	6.9% (2023年)	5.9% (2022年)	3.0% (2023年)	5.07% (2022年)	1.57% (2023年1～7月)	3.9% (2021年)	5.26%（管理職） 5.35%（非管理職） (2022年)	—	0.92% (2021年)

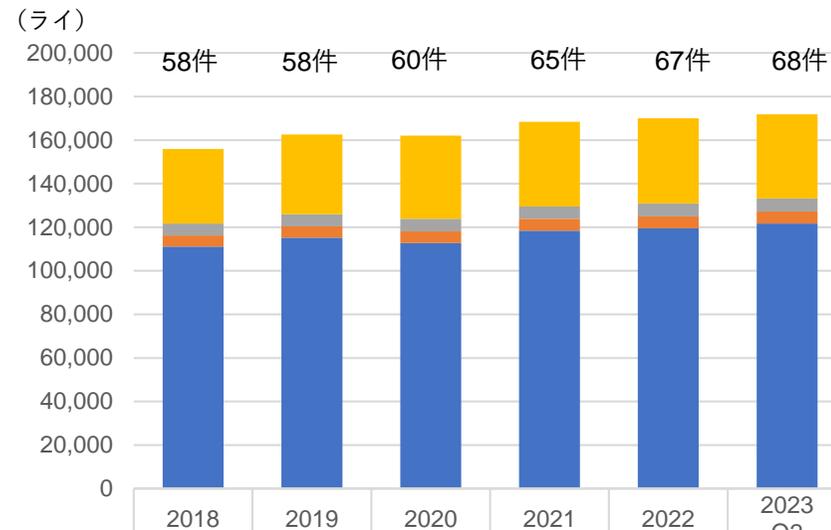
国・地域名	インドネシア	フィリピン	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー	インド			
都市名	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	
製造業	作業員賃金（一般工職）	407	294	250	311	246	97	92	281	469
	エンジニア賃金	614	495	519	591	497	179	198	516	768
	マネージャー賃金	1,353	1,051	1,057	1,253	885	611	475	1,194	1,677
非製造業	スタッフ賃金（一般職）	590	516	759	721	547	422	431	585	722
	マネージャー賃金	1,470	1,863	1,544	1,546	1,303	1,151	922	1,644	1,584
	店舗スタッフ賃金（アパレル）	256～358	279～299	—	295～422	200～350	87	71～95	157～230	n.a.
店舗スタッフ賃金（飲食）	256～320	279～299	—	(1) 284 (2) 284	150～500	69	86～105	145～254	242～266	
法定最低賃金	313/月	9.18～9.82/日	197/月（または0.95/時）	197/月（または0.95/時）	200/月	69.3/月	2.29/日	203/月（非熟練工） (2) 224/月（準熟練工） (3) 246/月（熟練工）	145/月（非熟練工） 159/月（準熟練工） 173/月（熟練工）	
賞与支給額（固定賞与+変動賞与）	2.07ヵ月分	1.88ヵ月分	1.7ヵ月分	1.56ヵ月分	1.06ヵ月分	1.22ヵ月分	1.10ヵ月分	1.05ヵ月分	1.07ヵ月分	
社会保障負担率（雇用者負担）	10.24～11.74%	11.5%+PHP100	21.5%（公的保険料） 17.5%（外国人労働者）	21.5%（公的保険料） 17.5%（外国人労働者）	5.4%	6% （月額報酬LAK450万以下） LAK27万 （月額報酬LAK450万超）	7%（60歳以下） 7.5%（60歳超）	13%	13%	
名目賃金上昇率	7.17% (2023年)	6.15～6.60% (2022年)	—	—	—	—	—	3.9% (2021年)	68.0% (2021年)	

- 1980年よりバンコク首都圏を中心に工業用地需要が急速に高まり、民間を中心に工業団地の造成、開発が盛んに進められた。2023年時点で89の工業団地があり、選択肢は多い
- 投資奨励制度等の利用により、外資企業でも土地の購入が可能（注）
- 製造業は、港（河川港、深海港等多くの港を有する）へのアクセスも良好である首都圏近郊への集積が進んでいることから、港を含む国内輸配送距離の短縮化が図れ、物流コスト抑制にも寄与



（注）原則として、外国人（法人も含む）は土地を取得できない。ただし、タイ投資委員会（BOI）奨励企業や、タイ工業団地公社（IEAT）認定の工業団地に立地する企業の場合、外資比率にかかわらず土地取得が可能

### 工業団地累計面積と団地数推移



	2018	2019	2020	2021	2022	2023 Q2
■ その他*	34,200	36,538	38,217	38,900	39,105	38,681
■ 商業及び居住地域	5,505	5,650	5,745	5,559	5,998	6,021
■ タイ工業団地公社の区域	5,089	5,159	5,395	5,488	5,488	5,501
■ 一般工業地域(GIZ)	111,109	115,195	112,721	118,407	119,492	121,699

- タイで事業活動を行う法人は、法人所得税を納めなければならない。法人とは、タイ国民商法典下で登記された外国企業の支店を含む株式会社、パートナーシップ、合併企業体（ジョイントベンチャー）、営利事業を営む社団または財団が対象。外国政府やその代理機関による事業活動も法人として所得税の課税対象となる
- タイ国内で事業活動を行わない法人は、サービス料、利息、配当、賃貸料、専門家指導料などのタイ国内源泉所得のみ課税対象となる。なお、駐在員事務所は、タイ国で事業活動を行うものとみなされ、源泉徴収および申告義務が課されるが、営業活動は許されていないので、所得がゼロの申告書を提出することとなる

## 主な税金の種類および税率

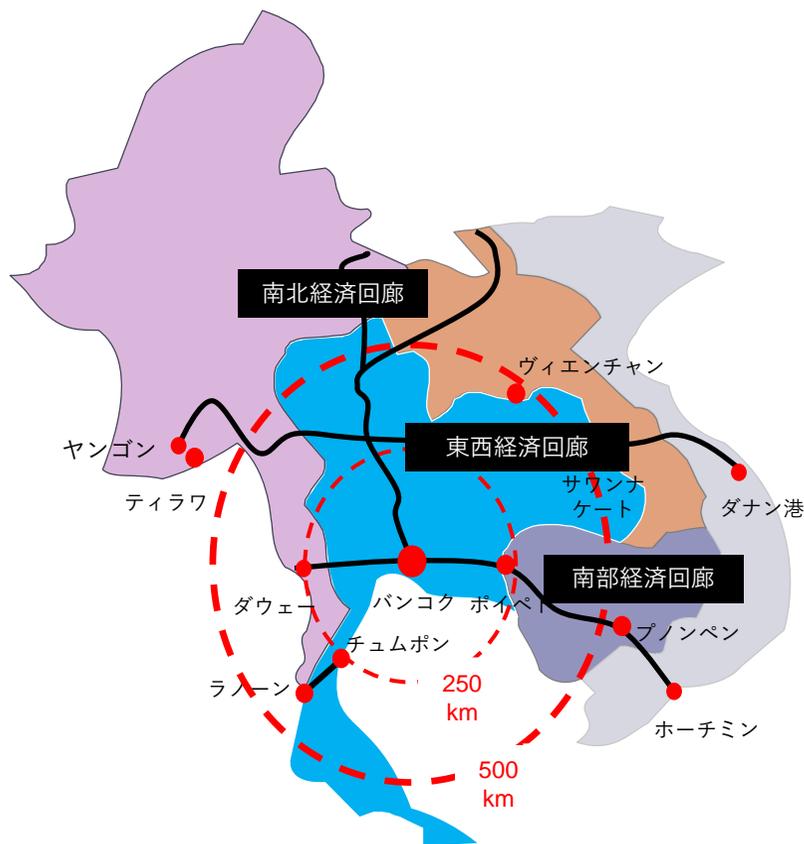
税金	税率	備考
法人税	0~20%	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年3月に法人税率が引き下げられ、2016年1月1日以降に開始する会計年度については、法人税率が原則恒久的に20%となった。なお、SMEにおいては一定条件下、利益額に応じ0~20%の軽減税率適用可能</li> </ul>
源泉税	取引種類により異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人が個人もしくは法人に対して支払う報酬で、物品の売買を除くあらゆるサービス報酬に源泉税が発生する。コミッションやサービス手数料、法律・会計サービス、賃貸、保険、広告、通信等多岐にわたるサービス全般が対象</li> </ul>
付加価値税 (VAT)	7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の消費税に相当する税金。タイ国内での物品販売、サービスの提供、もしくは物品・サービスの輸入取引等に対して課税される</li> <li>歳入法上では10%となっているものの、時限措置により現在の税率は7%。この措置は2024年9月30日まで据え置かれる予定</li> </ul>
個人所得税	累進課税 (最大35%)	<p>a. 居住者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歳入法により、タイでは居住者がタイで得た所得に課税される。タイの居住者とは、暦年中のタイの滞在日数合計が180日以上滞在する者すべてを指す</li> </ul> <p>b. 非居住者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非居住者はタイに源泉のある所得に対してのみ個人所得税を支払えばよい</li> </ul>

## 租税条約の締結状況

国名	配当	利息	ロイヤリティー	備考
日本	10%	10%, 15%	15%	<p>【金利】 日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ラオス、フィリピンの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関（保険会社を含む）に支払われた金利に対し10%課税</li> <li>（シンガポールのみ）設備、商品、サービス等のクレジット販売の結果生じる負債に関して支払われる金利に対し10%課税</li> </ul> <p>【ロイヤリティー】 シンガポールの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用料またはロイヤリティーに対し5%課税</li> <li>特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の工程および数式の使用料または使用権に対して支払われるロイヤリティーに対し8%課税</li> </ul> <p>ミャンマーの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文学作品、芸術作品、科学著作物の著作権の使用または権利使用に対し支払われたロイヤリティーに対し5%課税</li> <li>管理、コンサルタントサービス、工業・商業・科学実験に関わる情報に支払われたロイヤリティーに対し10%課税</li> </ul>
シンガポール	10%	10%, 15%	5,8,10%	
マレーシア	10%	10%, 15%	15%	
インドネシア	10%	10%, 15%	15%	
フィリピン	10%	10%, 15%	15%	
ベトナム	10%	10%, 15%	15%	
ラオス	10%	10%, 15%	15%	
ミャンマー	10%	10%	5%, 10%, 15%	

- タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムおよび中国のメコン川流域のグレートメコン圏において、東西経済回廊、南北経済回廊、南部経済回廊の3つの経済回廊が形成されている
- 各経済回廊の整備が進められており、クロスボーダー物流の活性化が期待されていること、AEC（ASEAN経済共同体）が発足したことやASEAN諸国をはじめ中国やインドともつながりのある戦略的ポジションをとっていることなどを背景に、多国籍企業の物流ハブとしてグローバルでの存在感がさらに増していく見込み

### グレートメコン圏域内陸路の状況



### 経済回廊

南部経済回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ダウエー（ミャンマー）－バンコク（タイ）－プノンペン（カンボジア）－ホーチミン（ベトナム）という東南アジアの中核都市を結ぶ回廊。JICAによるカンボジア道路改修工事により物流機能の活性化が期待されている</li> <li>✓ アンダマン海とタイ湾の港湾間の物資の輸送の円滑化を実現すべく、南部ランドブリッジ構想が進行中</li> </ul>
東西経済回廊	ヤンゴン（ミャンマー）－サワンナケート（ラオス）－ダナン（ベトナム）を結ぶ回廊。ミャンマー国内の一部ルートは山岳地帯のため1日おきの片側通行であったが、新ルートが2015年に完成したことで、輸送時間が短縮され、安全性も向上
南北経済回廊	雲南省昆明（中国）－バンコク（タイ）を結ぶ回廊。鉄道や道路の整備が進んでいる

### 物流関連規制

- ✓ 運輸業については、外国人事業法のリスト2業種の「陸上・海上・航空輸送業」に該当するため、外資マジョリティでの参入は事実上禁止。同法に従って法人設立手続きを進める場合、商務相に事業申請を行い、内閣の承認を経て、商業相から事業許可証を取得しなければならない
- ✓ BOI奨励対象業種で大量貨物輸送や物流センターなどの業種が含まれており、それぞれのカテゴリーで申請を行い、事業登録証を取得することにより、当該許可の範囲で外国人事業法の規制の適用から除外

- 国家経済社会開発庁（NESDC）は、「第13次国家経済社会開発計画」を2023年に発表。13の開発戦略分野の一つとして、同計画内ではEU、英国とのFTA（自由貿易協定）の締結や600億バーツのインフラ投資を通じて物流の円滑化に注力することを強調
- 「地域の貿易・投資・物流のゲートウェイとなる」ことを掲げている
- 物流コストの削減や輸出額の増加について、客観的な進捗確認が可能となる数値目標が課されている

### 第13次国家経済社会開発計画」における物流関連目標

分野	目標	成果指標
インフラおよび 物流開発全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ イノベーション経済に向けた製造業・サービス業の再構築</li> <li>✓ 東南アジアにおける貿易、投資のゲートウェイとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際経営開発研究所の国際競争力ランキングを向上させる</li> <li>✓ 国内投資の金額を年平均6%以上増やす</li> <li>✓ GDPにおける国内投資の割合を年平均27%とする</li> </ul>
物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 東南アジアにおける輸送、物流のゲートウェイとなる</li> <li>✓ 東南アジアにおけるサプライチェーンのハブとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際物流の効率性指数（The Logistics Performance Index）を25位、または3.6ポイントとする（現在は34位タイ、3.4ポイント）</li> <li>✓ 物流コストをGDPの5%以下とする</li> <li>✓ 在庫コストをGDPの5%以下とする</li> <li>✓ タイの輸出額を年平均7%以上伸ばす</li> <li>✓ 世界の輸出額の成長におけるタイの割合を1.5%以上とする</li> </ul>

- 金融セクターの監督官庁としては、タイ中央銀行（Bank of Thailand：BOT）、タイ保険委員会（Office of Insurance Committee：OIC）、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：SEC）等がある

### 現地金融関連動向

- ✓ 2017年6月より、送金サービス会社を通じた商品購入代金の決済許可、非居住者向けバツ建て融資の規制緩和を実施
- ✓ 2019年4月1日付で新たな住宅ローン規制を実施。新規制は2軒目以降の住宅購入について、住宅価格に対するローンの比率（LTV）の上限を設定
- ✓ 2020年7月31日付で新型コロナウイルスの影響を受け、クレジットカードローンとパーソナルローンの上限金利引き下げ
- ✓ 2020年11月に借入金一本化策の導入発表、クレジットカードローン・パーソナルローンは住宅ローン金利の2%増を上限へ
- ✓ 2024年1月より新型コロナウイルスの影響を受け、引き下げていたクレジットカード債務の月次の最低返済額を債務総額の5%から8%へ引き上げ。2025年には10%に引き上げる方針

クレジットカードローン	パーソナルローン
与信上限	
月収3万バツ未満⇒月収の1.5倍まで	月収3万バツ未満⇒月収の1.5倍 (3社まで)
月収3～5万バツ⇒月収の3倍まで	
月収5万バツ超⇒月収の5倍まで	月収3万バツ以上⇒月収の5倍まで
上限金利	
年20%以下⇒年16%以下	年28%以下⇒年25%以下

### 関連規制・監督官庁等

- ✓ 銀行セクターの監督官庁はBOT。タイの中央銀行として、通貨の発行、金融政策の実施、外国為替管理、金融機関の監督等の機能を担う。そのほか保険セクターはOIC、証券セクターはSEC、ノンバンクセクターは銀行セクターと同様にBOTが監督官庁となっている
- ✓ 銀行業ライセンスは、BOTによる奨励に基づいて財務省（Ministry of Finance：MOF）が発給することが規定されているが、現実的には銀行業のライセンス取得機会は極めて限られている。なお、商業銀行の開設に係る一般的な規制としては以下の2点があげられる
  - ①外資出資比率規制  
外資出資比率25%まではBOTの承認不要、49%まではBOTの承認取得、49%を超える場合はMOFの承認取得が必要
  - ②資本金規制  
最低資本金は、商業銀行が50億バツ、リテール銀行が2億5,000万バツ
- ✓ 保険セクター、ノンバンクセクターは銀行セクターと同様に外資出資比率規制、資本金規制があるが、証券セクターに関しては、最低資本金が1億バツに規定されているものの、外国人事業法の適用外（P41リスト3業種（11）参照）

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

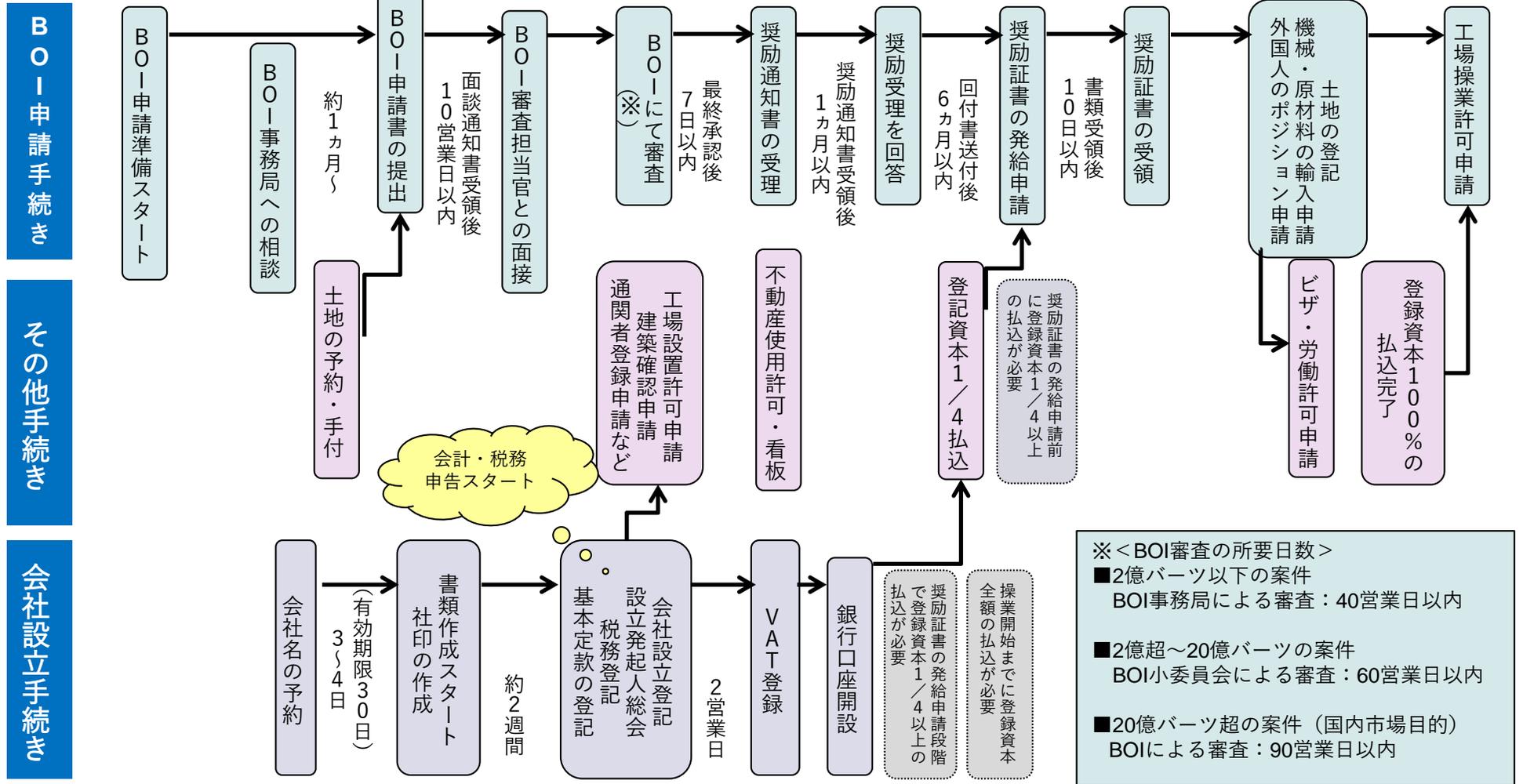
III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

	1. 現地法人	2. 支店	3. 駐在員事務所	4. 地域事務所
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ タイの法律に準拠して設立され、日本本社と別の法人格を持ち、事業の運営主体の独立性を有する</li> <li>✓ 外資規制の対象業種は、出資比率に制限がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ タイ国内で日本本社の経営活動等に従事するための出先機関で、法人格は本社に従属</li> <li>✓ 一般的に金融機関等の一部業種を除き、支店での進出は認められていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ タイ国内で日本本社の商品やサービスに関する情報収集や、日本への輸出品の検品等を目的に設置された外国法人の拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外国法人によって設置された事務所で、タイおよびその周辺地域に所在する支店または関連会社を統括する拠点</li> </ul>
営業活動	可能（事業の運営主体の独立性を有する）	可能（営業利益が伴う事業を目的として設置される外国法人の出先機関）	不可（営業利益の計上を目的とした事業活動は認められていない）	不可（その活動から収入を得ることは認められていない）
事業許可 (Foreign Business License:FBL)	要（外資規制対象業種の場合） （進出業種、出資構成、投資奨励該当有無等によっては、商務省事業開発局長の許可が必要）	要（法人格が本社に従属するため外資規制対象であり、商務省事業開発局長の許可が必要。有効期間は最長5年間）	不要（ただし、会計法上の会計書類の作成と提出の要件を満たさなければならないため、商務省事業開発局の告示に従い、登録番号を取得し、タイ国内事業所を当局に通知しなければならない）	不要（ただし、会計法上の会計書類の作成と提出の要件を満たさなければならないため、商務省事業開発局の告示に従い、登録番号を取得し、タイ国内事業所を当局に通知しなければならない）
税務	通常、法人税20%	通常、法人税20%	法人税なし（法人所得が発生しないため法人税の課税はないものの（課税所得なしでの）申告は必要）	法人税なし（その活動から収入を得ることは認められていないため発生せず）
初期必要送金額	外資企業は最低資本金200万バーツ以上（労働許可証の発行条件として、外国人一人あたり200万バーツの資本金振込が必要）。ただし、外国人事業法の規制業種で外国人事業許可証（FBL）を取得した企業は300万バーツ以上。BOIは事業により規定。25%以上の払い込みが行われれば会社登記が可能であるが、BOIの場合は操業開始までに100%払い込むことが条件	300万バーツ以上の外貨の持込義務あり	200万バーツの資本金相当の送金が必要	200万バーツの資本金相当の送金が必要
設立期間	1ヵ月～1ヵ月半（準備すべきデータ・書類がスムーズに提出された場合。BOIの申請手続きがある場合は200日程度。詳細はP34参照）	200日程度	1ヵ月程度	1ヵ月程度

■ 日系企業の会社設立手続き（BOI申請と設立スケジュール）については下記の通り



## オフィス賃料・駐在員用住居・公共料金等の目安費用

詳細	金額（単位：米ドル）	備考
事務所賃料 （1㎡あたり、月額）	(1) タイムズスクウェア:17（アソーク地区、230㎡～） (2) エクスチェンジタワー:32（アソーク地区、250㎡～）	✓ 両ビルとも管理費含む
駐在員用住宅借上料 （月額）	(1) サービスアパート：897～1,451 （pronpon地区、63～97㎡、管理費含む） (2) アパート：2,243～3,166 （pronpon地区、170～210㎡、管理費含む）	✓ 不動産会社への礼金、仲介料は不要 ✓ 法人契約は物件側の税務処理が煩雑なため限定的 ✓ 建築ラッシュで物件数が多く、地区、大通りまでの距離、広さ、築年数などにより金額は様々
業務用電気料金	・月額基本料：8.2 ・1kWhあたり料金： （1）0.18 （2）0.11	✓ 12～24kV ✓ 料金は使用時間帯により異なる （1）ピーク時（月～金：9時～22時） （2）オフピーク時（月～金：22時～9時、土・日、祝日）
一般用電気料金	・月額基本料：1.0 ・1kWhあたり料金： （1）0.11 （2）0.14 （3）0.14	✓ 料金は使用量により異なる （1）1～150kWh/月 （2）151～400kWh/月 （3）401kWh～/月
業務用水道料金	・月額基本料：2.37 ・1m <sup>3</sup> あたり料金：0.25～0.42	✓ 料金は使用量により異なる
一般用水道料金	・月額基本料：1.19 ・1m <sup>3</sup> あたり料金：0.22～0.38	✓ 料金は使用量により異なる

- 清算手続きの大きな流れは、(1) 解散→(2) 法人税の申告・税務調査→(3) 清算終了
- 解散後に行われる税務調査については、法律で時期や期間が規定されていないため、会社の清算が終了するまでに複数年かかる場合もあり
- BOI企業はBOIの恩典証書を返還し、恩典を取り消すための手続きが必要

### 撤退フロー



### 清算手続の留意点

- ✓ 「解散」は株主総会の特別決議事項で、特別決議は出席株主の議決権の4分の3以上の賛成による可決が必要
- ✓ 解散日より14日以内に「解散」および「清算人の氏名」の登記が必要
- ✓ 解散登記の受理後15日以内に、清算人は歳入局に解散の通知を行わなければならない
- ✓ 解散登記後、債権者一般への広告（地元の新聞にて最低1回の広告）および各債権者への個別の催促をしなければならない
- ✓ 清算人は就任後、遅延なく財務諸表を作成することが義務付けられており、作成された財務諸表は会計監査人による監査を受け、監査証明書が発行されなくてはならない。監査後には株主総会による承認が必要
- ✓ 解散登記の受理日から150日以内に、法人税の申告・納税が義務付けられている。延長が必要な場合は歳入局長に対し、解散登記受理後30日以内に申請する必要
- ✓ 債務の弁済完了は、株主への会社財産分配前提条件となっており、すべて債務を弁済した後でなければ、会社財産を株主に分配することはできない
- ✓ 株主総会において、決算報告の承認がなされた後、当該決議後14日以内に総会の議事録を登記しなくてはならない。これを「清算終了の登記」とし、清算は終了し、会社は消滅する

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- 外国企業（外国資本が50%以上）は以下3カテゴリーに分けられた43業種への参入が規制されている

## 外資規制

### 【外国人事業法】

- ✓ 製造業は、基本的に外資規制の対象外
- ✓ 一部業種では、外国企業のマジョリティー出資に制限あり

### 【土地所有】

- ✓ 原則として外国人による土地取得は不可
- ✓ ただし、BOIの奨励業種やタイ工業団地公社認定の工業団地に入居する企業の場合、出資比率に関係なく土地の取得が可能
- ✓ なお、1999年5月に改正された土地法では、4,000万バーツ以上の投資などの条件を満たした場合は、居住用に1ライ（1,600㎡）以下の土地の取得が可能としている

## 規制業種

### 1. 「外国企業」の参入禁止（9種）：マスコミなど

- ✓ 特別な理由により外国人の営業が認められない事業

### 2. 原則禁止だが閣議承認を経た商務大臣の許可があれば可能（13業種）

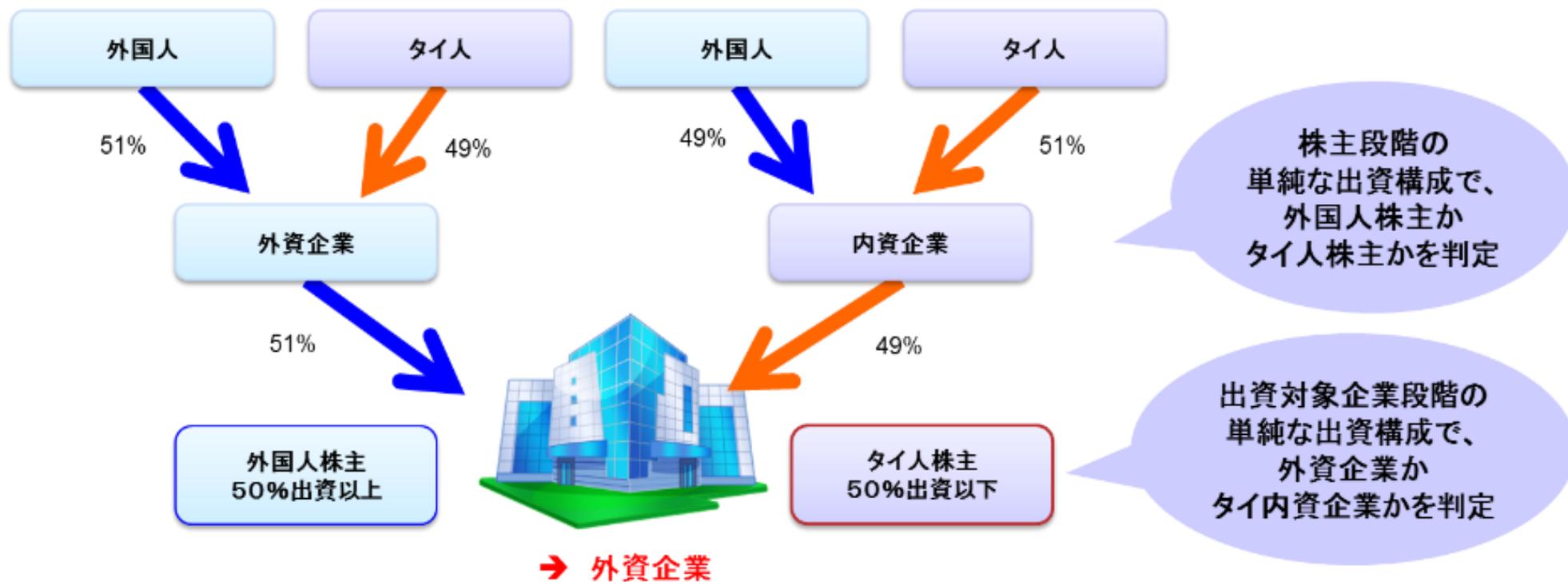
- ✓ 国家の安全に関する事業：飛行機、国内陸上、海上航空運輸など
- ✓ 文化・工芸の保護に関する事業：タイの芸術、工芸品取引など
- ✓ 環境資源の保護に関する事業：サトウキビからの製糖など

### 3. 外国人に対して競争力が不十分な業種（21業種）

- （ただし、外国人事業委員会の承認により商務省事業開発局長が許可した場合、参入可能）
- ✓ 資本金1億バーツ未満または1店舗あたり資本金2,000万バーツ未満の小売業、法律・会計サービスなど

■ 外国人の定義については、下記の通り

1. タイ国籍を有していない自然人（外国籍の者）
2. タイ国内で登記していない法人（外国法人）
3. タイ国内で登記している法人（タイ法人）ではあるが、
  - ① 外国籍の者または外国法人が資本株式の50%以上を保有する法人
  - ② 外国籍の者が経営者または共同経営者となっている有限責任パートナーシップまたは登記済みパートナーシップ
4. タイ国内で登記している法人（タイ法人）ではあるが、上記1、2または3に基づく外国人が資本株式を50%以上保有する法人



規制業種	業種内容
リスト1 業種	(1) 新聞発行業、テレビまたはラジオの放送業 (2) 稲作業、畑作業、造園業 (3) 畜産業 (4) 天然林を原料とする林業、木材加工業 (5) タイ領海内およびその経済水域における漁業 (6) タイ産ハーブの抽出業 (7) タイの古美術品および骨重品の取引またはオークションの事業 (8) 仏像の製作、鑄造、僧鉢の製作の事業 (9) 土地取引業
リスト2 業種	<p><b>第1類 国家安全保障に関する事業</b></p> <p>(1) 次の物品の製造・販売・保守の事業 (a) 銃器、弾薬、火薬、爆発物 (b) 銃器、弾薬または爆発物の一部 (c) 兵器、軍事用の船舶、航空機または車両 (d) すべての軍事用機器の付属品または構成部</p> <p>(2) 国内航空を輸送を含む、国内における陸上・海上・航空の運輸業</p> <p><b>第2類 芸術・文化・伝統的な習慣・手工芸に影響を及ぼす事業</b></p> <p>(1) タイ工芸または手工芸に属する古美術品の取引業 (2) 木彫品の製造業 (3) 養蚕業、タイ絹製紙、タイ絹敷布、タイ絹織物捺染の事業 (4) タイ音楽の楽器製造業 (5) 金製品・銀製品・黒金像眼・青銅製品・漆器の製造業 (6) タイの文化的美術に属する瀬戸物または陶器の製造業</p> <p><b>第3類 天然資源または環境に影響を及ぼす事業</b></p> <p>(1) サトウキビを原料とした製糖業 (2) 地下塩水を用いる塩田を含む塩田の事業 (3) 岩塩採掘の事業 (4) 爆破および砕石を含む鉱業 (5) 家具または家庭用品の製造を目的とした木工の事業</p>
リスト3 業種	<p>(1) 精米業、米その他の穀物を原料にした製粉業 (2) 水産物の養殖業 (3) 営林業 (4) 合板、ベニヤ版、チップボード、ハードボードの製造業 (5) 石灰の製造業 (6) 会計事務 (7) 法律事務 (8) 建築設計の事業 (9) エンジニアリング業 (10) 建設業（除く外国人の最低資本金が5億バーツ以上あり特別の機械・技術・専門知識を用いる事を要する社会基盤の整備にあたる公共施設、通信施設の建設） (11) 仲介業・代理業（除く①証券売買仲介、代理業、農産物または金融証券の先物取引、②同一企業内における製造に必要な売買、商品発掘の仲介、代理、または、製造に必要なサービス、技術サービス、③最低資本金1億バーツ以上のタイ国産・輸入製品売買の為の仲介、代理業、国内・国外の市場開拓、販売業） (12) 競売業（除く国際入札による競売事業） (13) 地場農産品または農産関連品の国内取引で、未だこれを管理する法律が存在しないもの （除くタイ国内で農産物の受け渡しが発生しない、タイ農産物先物市場での農産物先物取引） (14) 小売業（最低資本金1億バーツ未満、または1店舗あたりの最低資本金額が2,000万バーツ未満） (15) 卸売業（1店舗あたりの最低資本金1億バーツ未満） (16) 広告業 (17) ホテルの運営業務を除くホテル業 (18) 旅行案内業 (19) 食品、飲物の販売業 (20) 植物の種子、苗木、品種改良の事業 (21) その他のサービス業。ただし、省令によって定めるものを除く※</p>

※2024年1月にタイ商務省局長がリスト3に含まれる通信や財務センター（トレジャリーセンター）、ソフトウェア開発等サービス業10業種における規制緩和の実施を明言

※省令により外資規制の対象から除外されているのは、以下の金融関連事業と特別法、一定のバックオフィス事業が適用されている事業

金融関連事業：①証券・証券市場法に基づく、証券ビジネスとその他のビジネス、②デリバティブ法に基づくデリバティブビジネス、③資本市場における決済のためのトラスト法に基づく、トラスティビネス、④商業銀行事業、⑤外資系銀行の駐在員事務所、⑥生命保険事業、⑦損害保険事業、⑧イスラム銀行サービスの提供、⑨銀行エージェント、⑩エスクロー口座サービスおよびエスクロー代理サービスの提供、⑪未公開株式買い戻し取引の運営、⑫保険申請受理、保険料・輸出保証金・借入保証金の回収代理、⑬金融機関、金融グループ内の会社、タイ中央銀行および政府機関への金融サービス提供、⑭不動産の賃貸、⑮融資取引による債務の買取または譲受、⑯キャッシュマネジメントサービスの提供、⑰顧客の事業に関する書類作成サービスの提供、⑱支払いの受取または申し込み受付、⑲分割払い購入およびリース業の運営

特別法が適用されている事業：①資産運営会社に関する法律が適用される資産運営事業、②仏暦2540年（1997年）ビザ・ワークパーミット・サービスセンターの設立に関する内閣府規則による、国際貿易事業に関する外国法人の駐在員事務所サービス事業、③仏暦2540年（1997年）ビザ・ワークパーミット・サービスセンターの設立に関する内閣府規則による、国際貿易事業に関する外国法人の地域事務所サービス事業、④予算手続法上の政府機関と契約したサービス事業者、⑤予算手続法上の国営企業と契約したサービス事業者

一定のバックオフィス事業：①タイ国内関連会社・グループ会社への金銭貸付、②関連会社・グループ会社への事業所スペースの賃貸（含む付帯ユーティリティサービス）、③経営管理・マーケティング・人事・情報テクノロジー分野についての関連会社・グループ会社へのアドバイザー業務

## 適用除外制度

(1) タイ政府の許可を受けて事業を営む外国人

(2) 通商条約等にもとづいて事業を営む外国人

(例) 「泰米修好経済条約」 (1966年締結)

米国企業は一部業種 (通信、運送、他者の為の資源管理、預金に関する銀行、土地・天然資源からの利益追求、タイ国産農作物の国内取引、以上6業種) を除き、米国資本が過半数であっても外国人事業法の適用を受けずに外資規制業種を行うことができる

(3) 投資奨励法等に基づく適用除外

- ① 投資奨励法に基づいて奨励認可を受けた外国人 (BOI認可企業)
- ② タイ工業団地公団法に基づいてIEATより輸出事業の許可を受けた外国人

(4) 日タイ経済連携協定

- ① 自社およびグループ会社がタイで生産した物品の卸売業または小売業・・・日本側の出資：75%まで  
(自動車関連の販売会社の場合、日本で生産した物品も取扱可)
- ② 自社およびグループ会社がタイで生産した物品の保守または修理業・・・日本側の出資：60%まで
- ③ 物流業・・・日本側の出資：51%まで
- ④ 広告業・・・日本側の出資：50%まで

< 泰米修好経済条約の適用を受けるための資格 >

- ① タイ法人または米国法人であること
- ② 株式と株主等の過半数が米国籍の保有であること
- ③ 取締役の過半数が米国人かタイ人であること
- ④ 代表権 (サイン権) が1名に与えられる場合、米国人かタイ人であること
- ⑤ 代表権が共同サインの場合、サイン権者の過半数が米国人かタイ人であること

(注) 上記の他、在タイ米国大使館の認証が必要

- タイにおける主な投資奨励制度としては、業種や技術に応じて付与される基礎的恩典がある
- 加えて、タイの競争力向上、地方分散、産業用地開発に資する事業に対する追加恩典が付与される
- 2023年のグローバルミニマムタックス課税制度の導入に伴い恩典対象企業に対し救済措置を実施

恩典パッケージ

税制上の恩典				税制以外の恩典
法人所得税の免除	機械輸入税の免除	原材料輸入税の免除		
●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビザ・労働許可証の取得</li> <li>・ 土地所有権の許可</li> <li>・ 外貨の海外持出上限なし</li> </ul>
●	●	●	●	
●	●	●	●	
●	●	●	●	
●	●	●	●	
●	●	●	●	

グローバルミニマムタックス課税導入時の措置

- ✓ タイは2023年3月7日にグローバルミニマムタックス課税制度の導入を承認、2025年から施行予定。この制度は、連結売上高が7億5千万ユーロ超の多国籍企業グループ等を対象とし、外国子会社所在地国の実効税率が15%未満の場合に、15%に至るまで最終親会社所在地国等で上乗せ課税する仕組み
- ✓ BOIによる恩典を受けている企業は実効税率が15%を下回るため、最終親会社所在地国等において15%まで上乗せ課税されてしまうとの問題が指摘された。BOIは上記のような企業への影響を軽減するため、以下の救済措置を実施予定

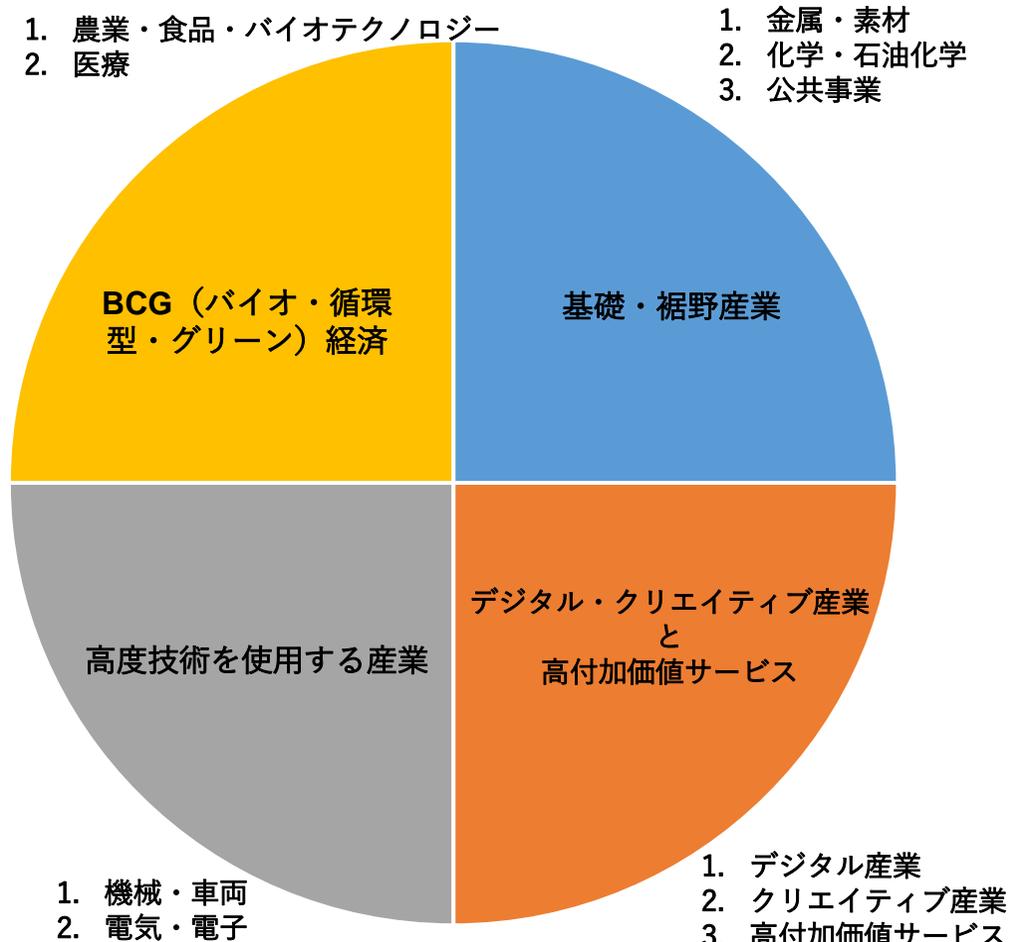
	既存のBOI恩典付与企業	新規BOI恩典申請企業 (2023年3月20日以降)
救済措置の内容	現行の免税制度から通常の法人所得税率の50%低減に転換でき、その結果、低減法人所得税率10%となるオプション	次のいずれかを選択するオプション i. 減税制度に転換できる柔軟性を備えた「免税制度」 ii. 「減税制度」
期間	残存する通年の優遇期間の2倍。ただし、10年を上限とする	「免税制度」 BOI事業の種類に応じた標準免税期間 「減税制度」 標準優遇期間の2倍。ただし、10年を上限とする

- 2022年11月に業種に基づく恩典パッケージ変更が公表
- 恩典が付与される業種は10分類・409業種が対象であり、随時追加される可能性あり

恩典 産業の特徴

A	<b>新 A1+</b>	学術・研究機関と協力し技術移転を伴う、高度技術とイノベーションを使用する上流産業およびターゲット技術の開発事業（バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術）
	<b>A1</b>	国の長期的な競争力を向上させる重要な研究開発に主眼を置いたナレッジベースの事業
	<b>A2</b>	国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、またはまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業
	<b>A3</b>	既にタイ国内に投資が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業
	<b>A4</b>	技術が <b>A1-A3</b> ほど高度でないものの国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業
	<b>B</b>	高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業

対象業種（2022年12月8日時点）



- タイにおける投資恩典はBOIが管轄する「投資奨励法」に基づくものが一般的であるが、EEC（東部経済回廊）プロジェクトに対する追加恩典など、その他の政策による恩典も存在
- タイ政府のEEC政策施行により、「EEC法」や「BOI布告 No.2/2563」に基づくEECエリアへの投資奨励が始まっている

	投資奨励法	競争力強化法	EEC法	BOI布告No.2/2563
所管省庁	BOI	BOI	EEC事務局	BOI
税務恩典	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械の輸入関税免除</li> <li>輸出用製品に用いる原材料の輸入関税免除</li> <li>研究開発用材料の輸入関税免除</li> <li>法人税免除・減税など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大15年の法人税免除など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税免除・減額</li> <li>個人所得税の減額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EECエリアにおける追加法人税免除・減税</li> </ul>
非税務恩典	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有</li> <li>ワークパーミットやビザ取得の円滑化</li> <li>外国人事業法で規制される事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>100億バーツの基金から補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有</li> <li>ワークパーミットやビザ取得の円滑化</li> <li>一部法律・規制の緩和</li> </ul>	-
コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に恩典取得がされている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例は多くなく、AIや自動運転などの最新高度技術が該当する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>細則などを順次策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材開発、ならびにデジタル・メディカル等の特定分野を強化</li> </ul>

## ■ 公開会社は公開会社法、非公開会社は民商法典により規定

項目	内容
資本制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外国企業（外資マジョリティ）の最低資本は200万バーツ以上。ただし、外国人事業法の規制業種に基づく、特別の認可を取得する必要のある業種の場合は、原則として最低資本は300万バーツ以上。なお、外国人事業法上の認可を取得した場合、借入を資本金の7倍以内とすることが求められる。タイ企業（タイ資本マジョリティ）は、最低資本の規則はない</li> <li>✓ 自己株式の保有は禁止</li> <li>✓ 原則、自由に譲渡可能。ただし、定款もしくは付属定款で譲渡制限を設けることができる</li> </ul>
株主総会規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 定時株主総会 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会社設立後の第一回目の株主総会は、会社設立登記より6ヵ月以内に開催する必要あり。その後は、年1回、決算期末後4ヵ月以内に開催</li> </ul> </li> <li>✓ 臨時株主総会 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 取締役が必要と判断した場合、任意に総会を招集することが認められている</li> <li>• 会社の資本の半分を損失した時には、取締役は株主に対して、その報告を行う為に遅延なく臨時総会を招集する必要あり</li> </ul> </li> </ul>
取締役に関わる規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 民商法典において取締役の人数規定がないため、非公開会社は最低1名以上いけばよい。ただし、業種によって（運送業、倉庫業等）タイ人取締役の割合が規定されている場合があるので注意が必要。取締役会の設置義務はない</li> <li>✓ 公開会社においては5名以上の取締役が必要とされ、かつ半数以上がタイ国内に居住地を有している者でなければならない。取締役会を必ず設置しなければならない、3ヵ月に1度以上取締役会を開催する必要あり</li> </ul>
議決権関連規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 決議方法は原則として挙手によるものとされ、挙手による決議が行われる前に2人以上の株主が投票による決議を要求した場合には、投票により決議。投票の場合1株1議決権であるのに対し、挙手の場合は出席株主1人につき1議決権</li> </ul>
決算に関わる規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 少なくとも年1回、当該会計年度に係る貸借対照表および損益計算書の作成が必要。監査人による監査を経て、期末日より4ヵ月以内に株主総会に提出、株主総会において採択された財務諸表を取締役は、株主総会より1ヵ月以内に商務省へ提出しなくてはならない</li> </ul>
配当金に関わる規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 原則として株主総会の決議を経るが、取締役が会社の利益が配当するだけ十分であると判断した場合、株主総決議を経ずに期中配当を実施可能</li> <li>✓ 株主総会または取締役会において配当決議を行った場合、その決議日から1ヵ月以内に配当金の支払いを完了しなければならない</li> </ul>
増資・減資・合併	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 増資については、既存株主に対して持株数に比例して新株引受権を割り当てる株主割当の方法のみが実施可能</li> <li>✓ 減資については、額面を引き下げる方法と株式数を減らす方法があり、登録資本の3/4までしか減資できない</li> <li>✓ 合併については、新設合併と吸収合併が存在</li> </ul>
法定準備金規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 登録資本の1/10以上の金額に達するまで、配当の都度、利益の1/20を積立すること</li> <li>✓ この準備金の取り崩しや資本組入は認められておらず、会社清算時まで使用することはできない</li> </ul>
資本金送金の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地場銀行向け送金も可能ながら、入金まで数日を要する可能性もあり（当行利用の場合は、当日入金可能）</li> </ul>

- 財務省が為替管理の最終的責任と監督権限をもち、タイ中央銀行（BOT）は財務大臣より為替管理の運用実務を受任

## 貿易取引

貿易取引	1.標準的な決済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ①前払送金、②輸入信用状、③取立手形（D/P、D/A）、④後払決済があり、受取、支払とも決済にあたっての通貨の指定はない</li> </ul>
	2.輸入信用状（L/C）の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 会社は輸入信用状を自由に開設できる。信用状の開設に際しては、会社はインボイスなどの書類を添えて銀行に輸入信用状の開設の申請を行う</li> <li>✓ 商務省の輸入許可が必要な貨物は、商務省の輸入許可証を添付</li> </ul>
	3.輸出取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸出した企業は、一回の輸出額が100万米ドル以上の場合、輸出の日（積載日）から360日以内に決済しなければならない</li> <li>✓ 輸出代金の支払として外国通貨を受領した会社は、即座に受取外国通貨をパーツもしくは外国通貨口座に入金しなければならない</li> <li>✓ 対外債務と相殺する場合、外国為替銀行は、輸出代金の受け取りの免除を承認することができるが、この場合輸出者は、外国為替銀行経由所定の書式により、BOTへの報告が必要</li> </ul>
	4.輸入取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸入者は、輸入決済にあてるため、外貨預金口座から自由に外貨を引き出すことが可能</li> <li>✓ 輸入者はL/Cの発行を当局の許可なく自由に行うことが可能</li> <li>✓ 輸入者は、輸入決済時（L/Cの場合は開設時）に、外国為替銀行に取引の目的を通知し、インボイス等の取引帳票およびIDを提出する必要がある</li> </ul>

## 貿易外取引・資本取引

貿易外取引	1.仕向送金	<p>① 貿易外取引（保険、運輸など役務の提供に関する取引）は、パーツ建て・外貨建てとも原則自由に支払可能。一部の取引（外国におけるFX取引の支払いや先物取引の支払いなど）についてはBOTの事前承認が必要</p> <p>② ロイヤルティーおよび配当金の送金、借入金の返済、利益等の返還などには、BOTの事前承認は不要</p> <p>③ タイ国外に居住する者への貸付金の送金には、BOTの事前承認は不要。また、2022月5月13日付施行の改正により、一回あたりの送金額の上限も撤廃された。ただし、一回あたりの送金額が20万米ドル以上の場合、外国為替銀行に対して送金者のIDや為替取引の目的を示す書類を提出することが必要</p> <p>④ 海外送金時の取引帳票などの書類提出義務については、タイ国内で登録された法人で、BOTの要件（明確な外為リスクマネジメントポリシーを有すること、適切なガバナンスおよび内部統制体制を有すること、ならびに3年間に合計15億米ドル以上の国際取引を行うこと）を満たした者（適格会社）に対して、免除の措置があり、かかる適格会社と認められた場合、商品の支払い、貸付の返済、利益送金および海外不動産の購入などにおいて、取引帳票やIDの取引銀行への提出は不要</p> <p>⑤ タイ企業が株式を10%以上保有する外国企業または外国の関連会社への投資は、BOTの事前承認は不要</p> <p>⑥ 海外の不動産もしくは不動産のリース権を取得する資金、または海外の不動産装飾の費用の送金には、外国為替銀行に対して、取引の目的を通知し、インボイスなどの取引帳票およびIDを提出しなければならない。また、2022月5月13日付施行の改正により、送金額にかかわらずBOTの事前承認は不要となった</p>
	2.被仕向送金	✓ 外国からのパーツ受け取りには制限はない
	3.外国通貨受取	✓ 100万米ドル以上の外貨を受け取った会社は、その外貨を取引日から360日以内にパーツ建てまたは外貨建て口座に預けなければならない。ただし、その規定の免除をBOTに請求可
資本取引	<p>✓ タイにおける外国投資は、直接投資、資産運用投資のいずれも自由である。非居住者は居住者に対する外貨貸付に制限はない</p> <p>✓ 資本や貸付は、自由に国内に持ち込めるが、定められた期間内に、公認銀行または外貨預金口座に入金しなければならない。BOIが付与した奨励特典付きの外国投資には、様々な奨励策や特別な恩典を付与</p> <p>✓ 投資資金の本国送金や海外からの外貨建て借入金返済は、証明書類の提出を条件に自由に送金できる</p>	

- 貿易に関する管轄官庁は、商務省外国貿易局
- 貨物がタイに到着もしくはタイから出港する際は、輸入者もしくは輸出者は付属書類を添付して税関に通関申告を行わなければならない。税関関税率法令は、ASEAN統一関税率に従って、輸入関税の個所を8桁に修正したものの、従来のEDIを通しての通関手続きは8桁システムに適合していないため、電子通関システム（E-Customs）がEDIシステムに代わって導入
- 2022年1月1日から関税令（No.7）B.E.2564（2021）により、新関税品目分類コードとしてAHTN2022が適用
- 通関手続きおよびその他通関規制手続きを電子的に行おうとする者（企業または個人）は、登録・特典部、手続標準・価格部、税関総括管理部もしくは関税支署に業者登録する必要あり
- 2014年に施行した新規則により、輸入、輸出、運送、および物流許可を取得しようとする者またはその他の書類を必要とする者は、関連する申請書を電子的方法により、一括して一つの窓口提出すれば済む事となった

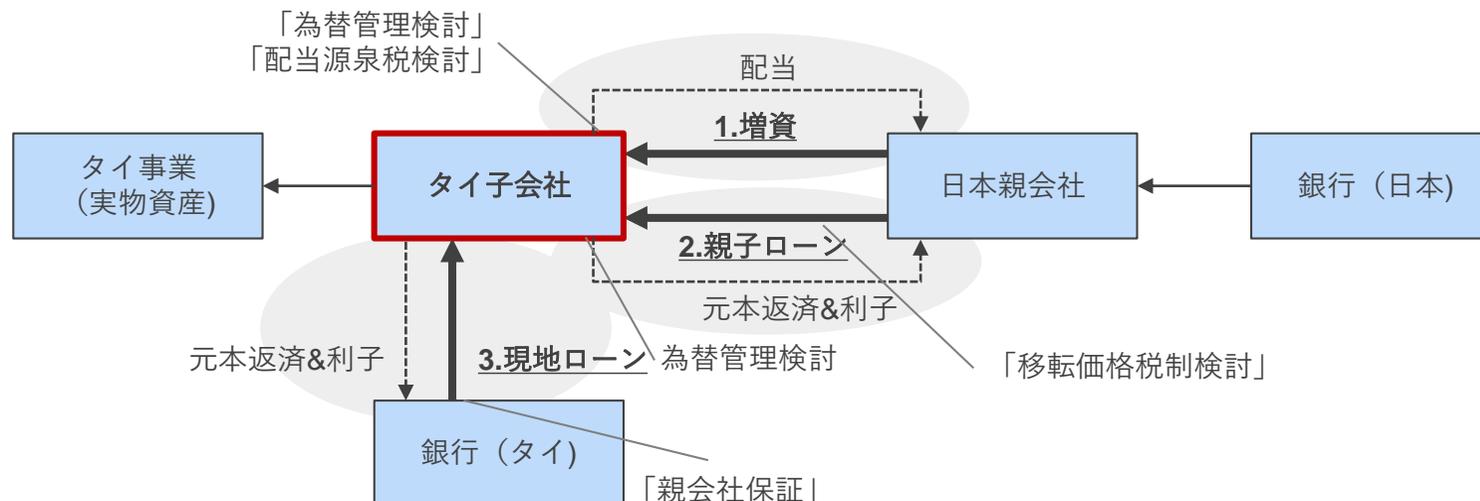
### 輸入関連規制・ライセンス

- ✓ 商務省は国内産業保護、外貨流出防止のため、輸出入管理法の関係規則により、輸入規制対象品目を指定し、許可証取得の義務付け、課徴金賦課により輸入規制を行う
- ✓ また、2015年の輸出入管理法の改正に基づき、商務省の指定する特定物品のタイを経由する輸送は禁止
- ✓ 加えて、工業省による危険品、国家通信委員会（NBTC）による通信機器、タイ工業規格（TISI）による鉄鋼製品に対する制限等の輸入制限が存在
- ✓ その他輸入関連法として、関税法、輸出入管理法、輸入が増加した品目に対してのセーフガード措置、国際条約に関する商務省告示、その他規制が存在する
- ✓ 輸入禁止品目は、2022年2月から中古バイクが追加され、15品目となった

### 輸出関連規制・ライセンス

- ✓ 輸出関連法については、関税法、輸出入管理法が存在する
- ✓ 国内需要優先・輸出管理のため、商務省は輸出入管理法に基づく関係細則により、輸出規制品目を指定
- ✓ 輸出許可取得必要品目が20品目、一定の条件の下で輸出が認められる品目が10品目、輸出禁止品目は3品目
- ✓ 指定された商品の輸出者は、輸出商品規格法に基づき、一定の要件を満たした上で、商務省に登録する必要あり

項目	内容
決済通貨	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 受取・支払ともに指定通貨の制度はなく、決済通貨に指定はない</li> <li>✓ 貿易・サービスの対価として受領した外貨およびタイ国内で調達された外貨を国内決済に充当することが可能（ただし、実需の確認を要する）</li> <li>✓ タイ中央銀行（BOT）、インドネシア中央銀行（BI）、マレーシア中央銀行（BNM）、フィリピン中央銀行（BSP）、シンガポール金融管理局（MAS）は、2022年11月14日に、ASEAN域内での決済連結性（RPC）の協力に関する覚書を締結。今後5カ国の間で、より迅速で透明性が高く、手数料も低いクロスボーダー決済の実現をめざす。同覚書は、2019年に開始されたASEAN決済連結性にかかるイニシアティブの下での協力で、域内の金融統合を促進する目的もある</li> </ul>
現金の 持込・持出	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ タイ通貨の持込・持出については、45万バーツを超える場合、税関への申告が必要</li> <li>✓ 外貨現金の持込・持出については、1.5万米ドルを超える場合、税関への申告が必要</li> <li>✓ タイ通貨と外貨の持込・持出については、合計が45万バーツを超える場合、税関への申告が必要</li> <li>✓ 隣接諸国（ラオス・カンボジア・ミャンマー・マレーシア）、ベトナム、および中国（雲南省）については、200万超のタイバーツを持ち出す場合、その他の国の場合は5万超のタイバーツを持ち出す場合には、BOTから許可を得なければならない</li> </ul>
両替	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現金による外貨とバーツの両替も、外国送金と同様に実需に基づくものであることが求められる。しかし、金額によって実需の証憑書類の提出を省略可能。省略できる金額は各銀行が決定している</li> </ul>
居住者外貨 預金口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 居住者は、外国為替取扱銀行で外貨預金口座を開設することができ、海外からの入金資金については、無制限に外貨預金を設定できる</li> <li>✓ 国内で調達された外貨については、12ヵ月以内に外貨支払義務がある場合には、外貨支払金額を超えない範囲で金額に制限なく入金が可能（ただし、12ヵ月以内に支払義務のあることの証憑書類の提示が必要）。外貨支払義務がない場合には、個人・法人ともに500万米ドルを超えない範囲で入金が可能</li> </ul>
非居住者預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 非居住者による外国為替取扱銀行での外貨建て口座の開設は自由であり、外貨預金残高に関する制限もないが、国外で得た資金（国外源泉）に限られる</li> <li>✓ 非居住者がタイ国内でバーツ建て口座を開設することは可能であり、以下の2種類の口座が一般的に認められている <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非居住者証券口座（Non-Resident Baht Account for Securities：NRBS）：口座の入出金は証券その他の金融商品（例えば株式、債券、ユニット型投資信託、タイ先物取引所およびタイ穀物商品取引所で取引されている金融派生商品）による投資目的のものであれば認められる</li> <li>② 非居住者一般口座（Non-Resident Baht Account for General purposes：NRBA）：口座の入出金は証券投資以外の一般的な目的（例えば貿易、サービス、国外直接投資、不動産投資やローン）であれば認められる</li> </ul> </li> </ul>



	日本から調達		現地で調達
	1.増資	2.親子ローン	3.現地ローン (含む〈みずほ〉)
<b>Pros</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資金用途が自由</li> <li>✓ 利息の支払が必要ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 子会社の財務情報が把握できるため、貸付に対する与信判断が容易</li> <li>✓ 親会社からの借入金返済は、グループ間の為、返済条件の調整が容易</li> <li>✓ 機動的な資金調達が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 移転価格税制を考慮する必要はなし</li> </ul>
<b>Cons</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外資規制による出資比率に留意</li> <li>✓ 増資元本の回収難易度が高い</li> <li>✓ 株主総会開催や登記手続きが発生</li> <li>✓ 配当源泉税 (10%) が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ (黒字の場合) 子会社にとっては、負債による節税効果が期待できる</li> <li>✓ 移転価格税制を考慮する必要あり</li> <li>✓ 利子源泉税による徴税 (15%) あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 親会社保証が必要となるケースがあり、親会社への保証料支払要否等検討の必要あり</li> <li>✓ 親会社保証があったとしても日本での調達に比べ、金利が高くなる傾向</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現法もしくは親会社に為替リスク負担あり (パーツ建ての親子ローンは可能)</li> </ul>		

増資	親子ローン	現地ローン
<p>配当時の キャッシュフロー</p> <p>88 法人税 1.6%</p> <p>90 配当 出資 配当源泉税 10%</p> <p>100 現地法人</p>	<p>親会社の受取利息 キャッシュフロー</p> <p>85 親会社 (ローン資金調達の場合)</p> <p>100 現地法人</p> <p>返済 親子ローン 利子所得に対する源泉税 15%</p>	<p>親会社</p> <p>現地法人</p> <p>借入 返済 保証料 保証</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 出資比率規制に留意が必要</li> <li>✓ 増資は株主総会の特別決議事項であり、株主総会の開催や株主リストの変更登記等の手続きが発生</li> <li>✓ 会社清算等の場合の元本回収の難易度は高い（持分株式の売却を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 比較的、金利、条件等の設定自由度が高い</li> <li>✓ 金利設定については、移転価格税制の観点も踏まえた対応が必要</li> <li>✓ 利息に対し、15%の利子源泉税が賦課される点に留意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現地通貨建て借入により、為替リスクが回避可能</li> <li>✓ 親会社保証の差し入れが必要となるケースもあり</li> <li>✓ 他の方法と比べ、調達コストが高くなる可能性もあり</li> </ul>

## 資金運用における規制

## 配当金

- 会社法上の規制
  - ✓ 株主平等の原則  
普通株式については、出資比率に応じて均等に配当する必要があるが、優先株式については、異なる配当条件を設定可能
  - ✓ 株主総会の専権事項  
配当実施には株主総会における決議が必要。ただし、取締役が十分な利益があると思料する場合は中間配当の実施が可能
  - ✓ 配当可能利益  
配当のごとに利益（明文規定はないが、通常配当可能利益）の1/20（5%）を利益準備金として積み立てることが必要
  - ✓ 利益準備金  
利益準備金の累計額が登録資本金の1/10（10%）に達した場合は積立継続の必要なし
  - ✓ 違法配当  
配当可能利益がないのに配当した場合は違法配当として会社債権者は株主に違法配当額を請求可

## 海外法人向けローン

- 外国為替管理制度上の規制
  - ✓ 国外向けバーツ建ての貸付は原則禁止
  - ✓ グループ会社（株式の10%以上保有）への貸付は金額上限なし
  - ✓ グループ会社以外への貸付は年間5,000万米ドル相当の上限額あり
  - ✓ 上限額を超える場合はBOTの事前許可が必要
  - ✓ 貸付にあたっては、外国為替銀行に所定の書類提出が必要
- 外国人事業法上の規制
  - ✓ 外資企業が貸出業務を行う場合には、外国人事業法の規制により、タイ商務省のFBLライセンスの取得が必要。この場合、借入を資本金の7倍以内とするレバレッジ規制を受ける
  - ✓ ただし2019年6月施行の商務省令により、国内グループ会社向けの貸付に関してはFBLライセンスの取得不要
  - ✓ BOI奨励事業者は貸出業務についてBOIの同意を得る必要あり

## 国外投資

- 外国為替管理制度上の規制
  - ✓ 海外関連会社への投資資金の送金
    - 関連会社への投資は、BOTの事前承認は不要
    - ただし、取扱銀行に対し、送金者のIDや為替取引目的の通知が必要
  - ✓ 海外の証券取得（投資目的）
    - 海外の証券投資資金の送金には、BOTの事前承認が必要
    - ただし、証券ブローカーを通じて行う一定の要件を満たす投資については、BOTの承認が不要
  - ✓ 海外の不動産取得
    - 海外不動産投資は、取扱銀行に対し、取引目的を通知、インボイス等の取引帳票およびID提出が必要
    - また、年間5,000万米ドルを超える海外不動産投資については、BOTの事前許可が必要

## 資金運用における税制

## 配当金

- 支払配当金の源泉税の取扱（株主へ配当する場合）
  - ✓ タイより日本へ配当する場合は、10%の源泉税
- タイ国内企業に出資した場合の受取配当金の法人税の取り扱い
  - ✓ 配当実施日の前後3ヵ月以上株式を保有しており、議決権株式を25%以上保有する企業からの配当金は、法人所得に不算入（免税）、25%未満の出資の場合は、配当金の50%を法人所得に算入（支払企業がタイ国内企業の場合は、支払時10%の源泉課税あり）
  - ✓ 法人税免除期間中のBOI奨励企業からの配当は非課税

## 海外法人向けローン

- 特定事業税
  - ✓ 一般の企業でも金銭の貸付を行った場合、商業銀行類似行為として、商業銀行に課せられる特定事業税：利息金額の3.3%（特定事業税3% + 0.3%の地方税）が課税。ただし、議決権の25%以上を保有する会社への貸付等一定の要件を満たす金銭の貸付は非課税
- 法人税
  - ✓ 上記特定事業税に関わらず、受取利息は法人所得に算入して法人税の課税所得となる
- 国外への貸付／支払国側の源泉税
  - ✓ P.28「租税条約の締結状況」参照

## 国外投資

- 法人税
  - ✓ 投資収益は法人所得に算入して法人税の課税所得となる
- タイ国外企業に出資した場合の受取配当金の法人税の取り扱い
  - ✓ 配当受領前少なくとも6ヵ月以上株式を保有しており、議決権株式を25%以上保有し、法人所得税の実効税率15%以上の国に居住する法人から受け取る配当は非課税

- 民商法典において、不動産、売買、賃貸借、使用貸借等に関する一般規定が定められている
- 土地法において、土地の所有権移転、移転登記、土地の権利証、外国人（法人を含む）の土地所有等の事項が定められている
- 2020年1月1日に日本の固定資産税に相当する「2562年土地・建物税」を施行。徴税は同年8月より開始。税率は「農業用」「住居用」「商業用」「未使用」に分けて設定。国が定める評価額に対し、農業用は0.1%以下、住居用は0.1%以下、商業用、工業用、未使用分（空地）は0.7%以下を課税
- 同制度の施行後、バンコクを中心に土地・建物に関する税収が減少したことからセター首相が制度の見直しを指示。2023年12月現在、財務省と内務省で制度の見直しを協議中

## タイにおける不動産関連規定

不動産の  
所有権

- ✓ 建物は、土地とは別個の不動産として所有権の対象となり、土地の所有者と異なる第三者が所有することも可能
- ✓ 建物の売買を行う際には、土地事務所において当事者間で所定の売買契約証書に署名。30日間の公告期間を経て、土地事務所から売買証明書が発行される事により、売買の効力が発生

不動産の  
登記

- ✓ 現在の登記制度は、完全な所有権を証明するためには権利証書（Chanote）によることが原則
- ✓ しかし、権利証書はすべての土地で発行されている訳ではなく、その他の各種証明書が代替的に利用され、登記制度を補完

不動産の  
賃借

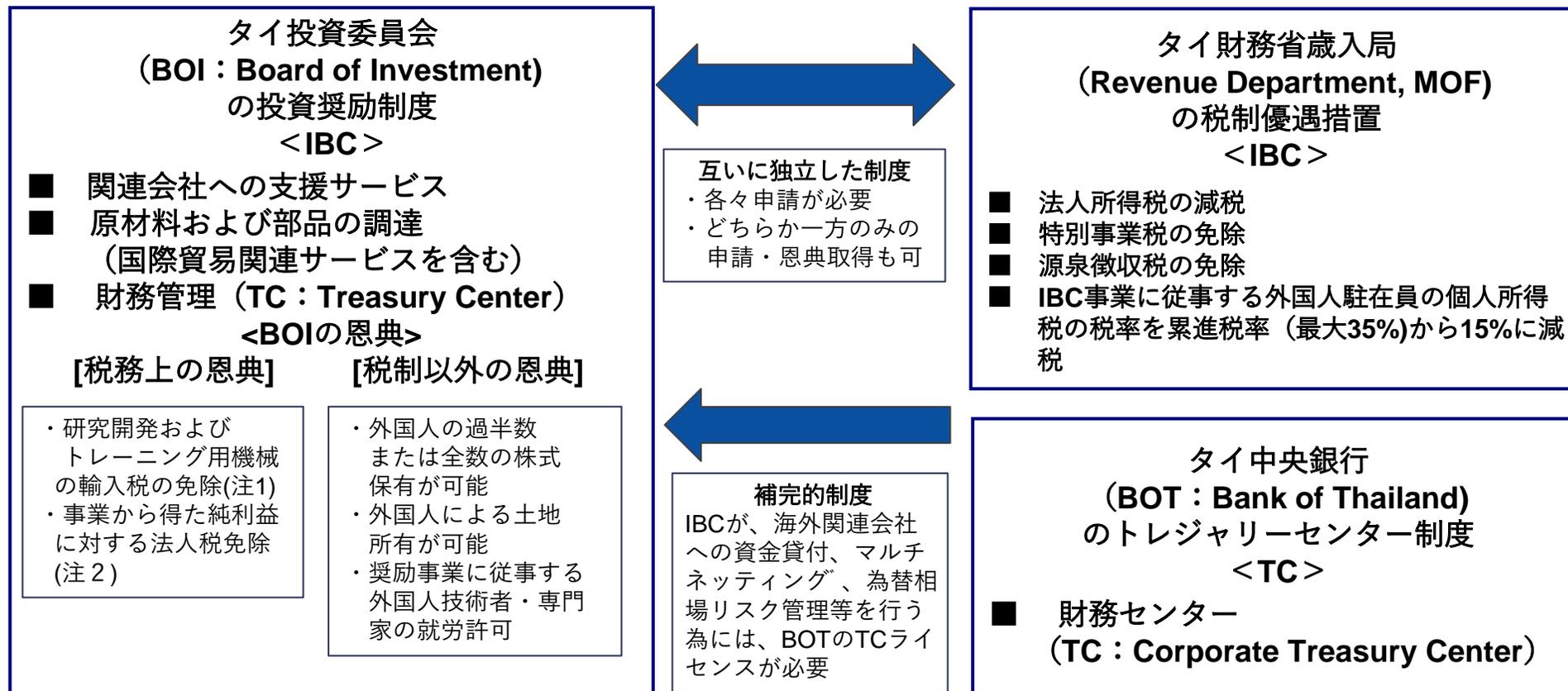
- ✓ 原則期間30年上限が原則だが、さらに30年の更新オプションを付与可能
- ✓ 3年超の賃貸借契約に法的拘束力をもたせるためには、登記が必要

## 外国人および外国資本に対する規制

- ✓ 外国人（含む法人）による土地所有は、原則として認められていない。土地法（Land Code B.E.2497（1954））上、登録資本の49%超が外国人により保有されているまたは外国人株主の数が過半数を占める会社も外国人と見做される。ただし、居住目的の土地所有については、国外からタイ国内の指定事業に4,000万バーツ以上投資する等所定の条件を満たした場合には、外国人であっても、内務省の許可を得て、1ライ（1,600 m<sup>2</sup>）を上限として土地を取得することが可能
- ✓ また、投資奨励法（Investment Promotion Act B.E. 2520（1977））上の奨励対象企業の場合は、外資比率に関わらず、投資委員会が定める条件に従い事業活動に必要な土地を所有することが可能。さらに、IEAT認定企業も、外資比率に関わらず土地を取得が可能
- ✓ なお、外国人による建物の所有は禁じられていないため、外国人が土地を借りた上で、賃貸借契約の規定に従って土地の上に建物を建築して所有することは可能
- ✓ 不動産業に関する免許制度は存在しておらず、有名無実化している状態であるが、営業するにはDepartment of Business Development ,Ministry of Commerce（商務省事業開発局）に登録する必要あり

- タイにおける統括機能に対する奨励制度として、タイ投資委員会および歳入局が、International Business Center（IBC）と呼ばれる制度をそれぞれ制定（互いに独立した制度）
- 旧制度は国際地域統括本部（IHQ）という名称であったが、歳入局については2018年10月、BOIは同年12月に新規受付を終了。同時に新制度IBCが制定され恩典内容や適用条件が変更・厳格化された

### タイにおける地域統括会社制度の体系

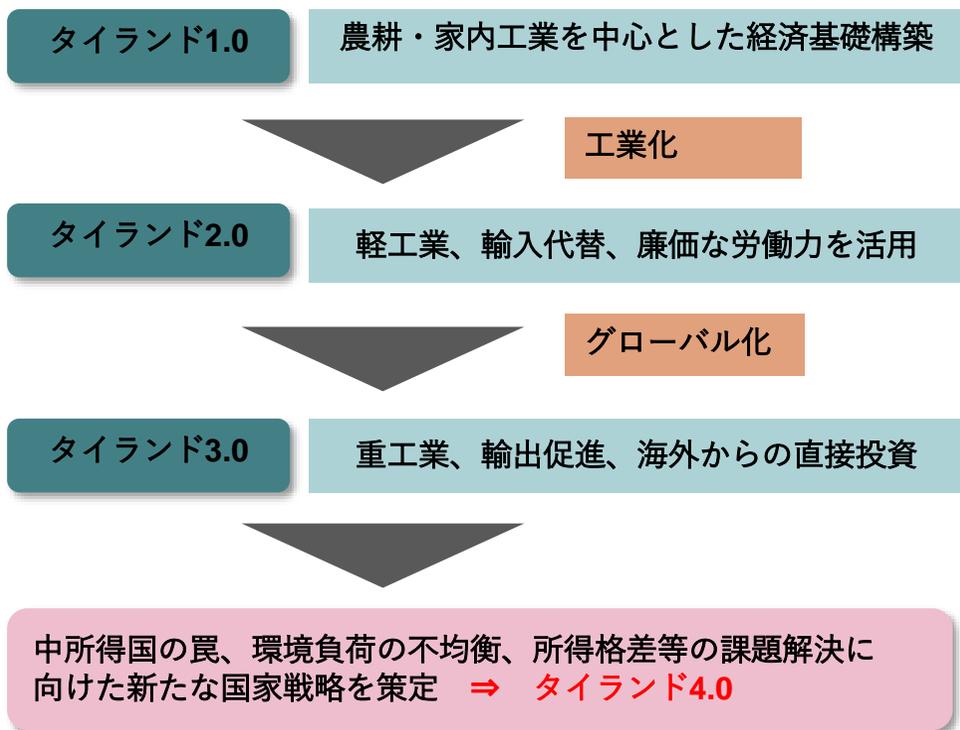


(注1) 輸出处向け製品用の原材料・部品の輸入税

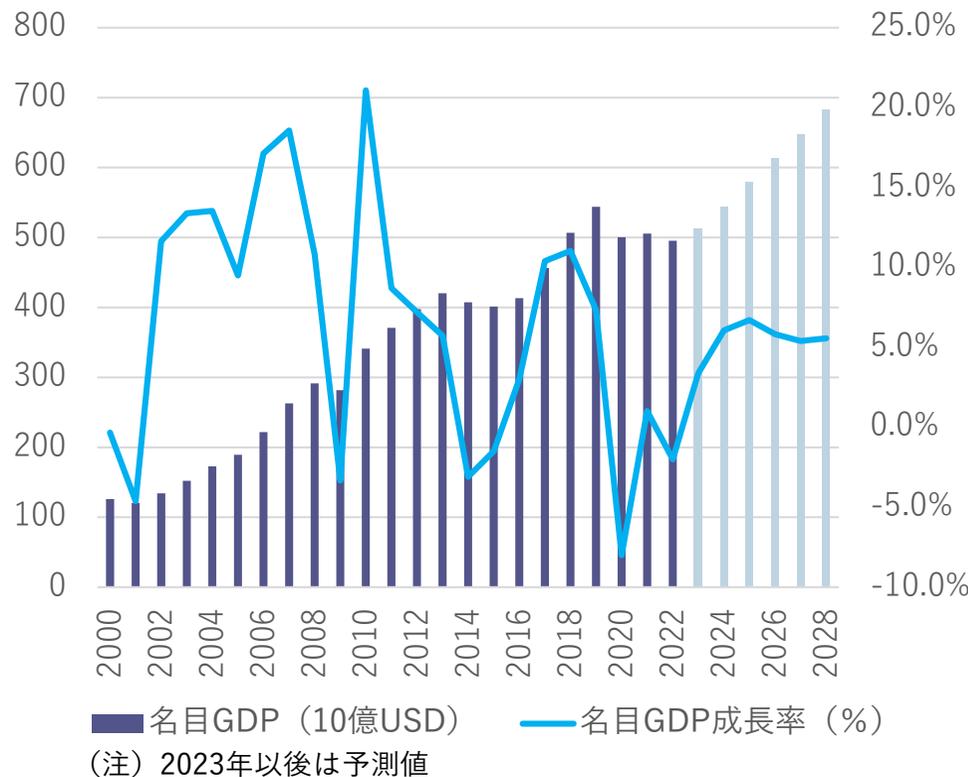
(注2) 製造業が地域統括本部を設置した場合は3年間、地域統括本部に加え、研究開発（R&D）センターを設置した場合は5年間の法人税免除

- タイは、「タイランド1.0」から始まる国家戦略に従い、ステージに応じたターゲットを軸に、産業振興を推進。結果、段階的に着実な成長を実現し、ASEANにおけるリーディングカントリーとしての位置付けを確立。タイランド3.0までの施策により、一定のGDP水準の確保には成功した一方、近年における経済成長率は停滞気味の様相が継続（中所得国の罠）
- タイが中進国の罠を回避し、「長期的に持続可能な成長」達成に向け、産業の高付加価値化、技術革新が牽引する高度経済成長をめざす国家戦略
  - 今後、20年をかけて価値創造経済を推進していく国家開発戦略であり、投資主導型転換ロードマップに沿った成長を図る

タイの経済開発モデルの変遷



タイの経済成長率の推移



- EECプロジェクトとは、30年前の「イースタンシーボード開発計画」によって発展した東部地域を「タイランド4.0」の実現に向けて、さらに発達させるための政策
- 東部地域のチョンブリ、ラヨン、チャチュンサオの3県内における特定地域をEECエリアと指定し、大型投資を官民で呼び込む。予算、エリア面積ともに、ASEAN最大規模
- 2018年から5年間の投資目標1兆7,000億バーツを1年前倒しで達成し、投資額は2兆バーツを上回り着地
- 東西経済回廊・南北経済回廊の中心に加え、インド洋・太平洋・CLMV諸国（注）と中国南部を結ぶ域内連結性、既往の東部沿岸地域における成功実績等を勘案し、戦略的立地として選定
- 重点産業の集積、産業の拡大を見込んだインフラ開発、新都市開発を行い、タイランド4.0の実現を図る

2023～2027年に平均して毎年  
4,400億バーツ（約1.8兆円）の投資

東部地域  
インフラ開発

- ・ 高速鉄道の敷設
- ・ 空港の拡張
- ・ 港の拡張 など

タイランド4.0  
12重点産業  
投資誘致

- ・ 次世代自動車
- ・ 航空機部品
- ・ ロボット など



（注）CLMV：カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4カ国

- 2023年のEECにおける会社登記件数は前年比19.1%増の9,686件
- 主要インフラプロジェクトの中でも「空港高速鉄道建設」「ウタパオ国際空港開発」「レムチャバン港拡大」等が優先プロジェクトとして掲げられており、順次開発事業者の契約締結等を実施

タイランド4.0における12の重点産業

次世代自動車	ロボット工学
スマートエレクトロニクス	医療ハブ
メディカル&ウェルネス・ツーリズム	航空ロジスティクス
農業バイオテクノロジー	バイオ燃料バイオ科学
未来型食品	デジタル
防衛	人材開発・教育

EEC開発における主要インフラプロジェクト

最優先プロジェクト	概要
空港高速鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ドンムアン空港～スワンナプーム空港～ウタパオ空港を結ぶ高速鉄道開発プロジェクト</li> <li>✓ バンコック・マッカサン駅がハブターミナル</li> </ul>
ウタパオ国際空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 新滑走路を整備し、更に旅客ターミナル、商業施設、自由貿易区域、航空産業向け研修施設を開設</li> <li>✓ 旅客収容能力を2025年に1,500万人に引き上げ、最終的には6,000万人規模に拡大する計画</li> </ul>
レムチャバン港	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 第3期港湾開発</li> <li>✓ コンテナ取扱量を現在の年間700万TEUから1,800万TEUに、自動車輸出能力を年間100万台から300万台にそれぞれ増強し、世界でトップ10に入る港へ</li> </ul>
マプタプット港	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 開発プロジェクトフェーズ3</li> <li>✓ 石油化学業界での天然ガスや液体製品の荷役船着き場を開発することでエネルギー供給の安定化を図る</li> </ul>
スマートシティ開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デジタルパーク開発により、デジタル人材育成、技術革新を推進</li> <li>✓ 用地によるエリア分けを予定</li> <li>✓ 2026年までに3.7兆バーツ、2036年までに5兆バーツ以上を投資予定</li> </ul>

- タイの民商法典は、日本における民法と商法（または会社法の一部）を合わせたような内容で、2022年9月に法改正が承認された
- 2022年11月8日に改正民商法第23号が公布され、2023年2月7日から施行
- 主な改正点は、①吸収合併の新設、②最低株主数の変更、③株主総会の新聞公告の廃止などがあげられる

## 民商法典の主な改正点

### 吸収合併の新設

- 従前の内容
  - ✓ 「新設合併」（注1）しか認めていない

（注1）合併当事者となる会社の法人格を消滅させた上で新会社を設立し、その新会社に消滅会社の権利義務を継承させる手法
- 改正法の内容
  - ✓ 「新設合併」に加え、合併当事者の一方（存続会社）の法人格を維持した上で、他方当事者（消滅会社）が消滅する「吸収合併」の手法を新設
  - ✓ 手続きは多くが新設合併と同様
  - ✓ 新設合併または吸収合併に反対する株主に対し、株式買取請求権を与えることで反対株主の利益を保護する仕組みも付加

### 最低株主数の変更

- 従前の内容
  - ✓ 株式会社は最低3名（注2）の株主が必要

（注2）合併企業であっても合併当事者に加えて他1名の株主（多くは1株保有株主）が必要
- 改正法の内容
  - ✓ 最低株主を3名から2名（注3）に変更し、1株保有株主対応を省略可能とした

（注3）本改正により株主を2名に変更する動きも想定されるが、株主減少に際しては、株主総会の開催要件も別途考慮が必要。株主総会は最低2名以上の株主の出席が必要で、万一、一方の株主が株主総会への出席を拒否した際は、株主総会の開催が困難となる懸念あり

### 株主総会の新聞公告の廃止

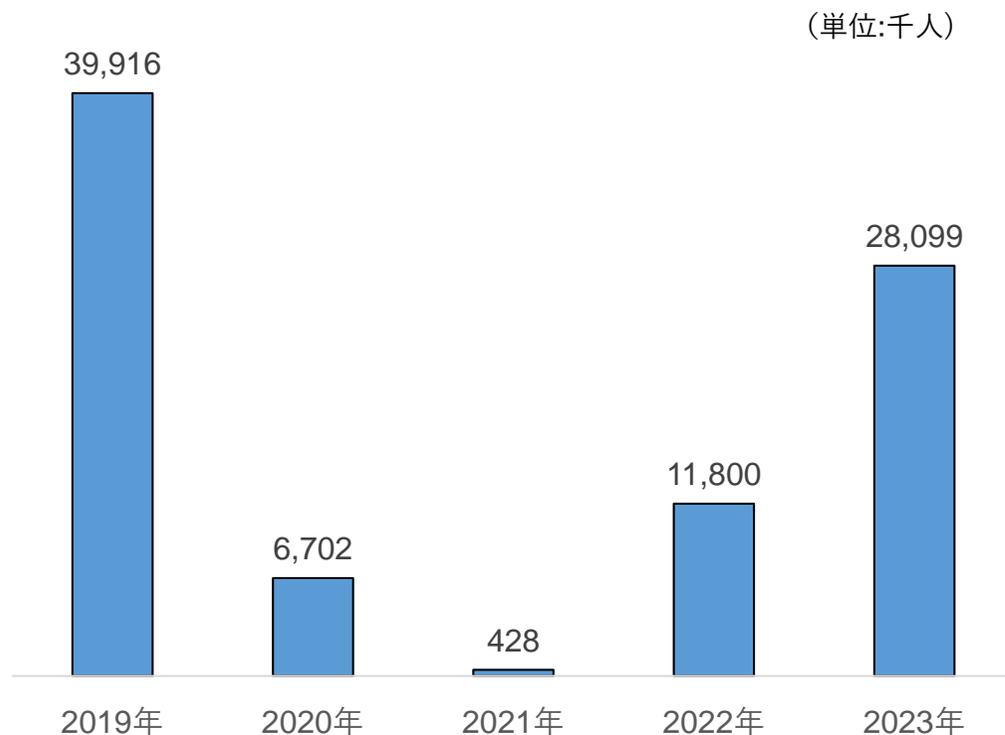
- 従前の内容
  - ✓ 株主総会の開催にあたっては少なくとも7日前（特別決議の際は14日前）までに株主に対して書面で通知すると共に、新聞に召集通知を掲載する「新聞公告」が必須
- 改正法の内容
  - ✓ 「新聞公告」の義務を廃止（注4）（無記名式株券を発行している場合を除く）し、招集手続きを簡素化

（注4）法令上の義務が撤廃されても、会社の付属定款上で株主総会の招集プロセスを規定している際は、自社の付属定款に従い新聞公告の省略可否を判断

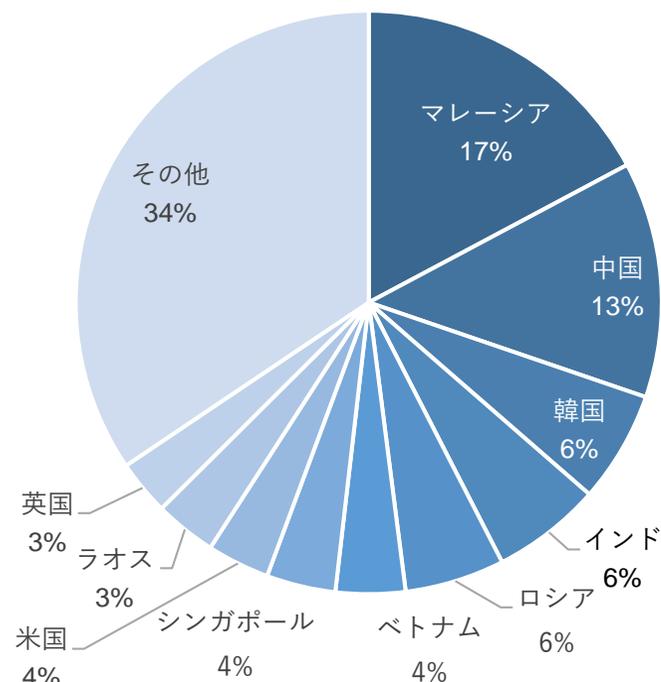
上記に加え、配当金支払い期間の厳格化（1ヵ月以内に支払い完了）、会社設立時の創立総会議題の義務付け、株主総会の最低出席者数（株主またはその代理人2名）の明文化、取締役会のオンライン開催可の明文化、合併手続きの厳格化なども付加

- 新型コロナウイルスの感染拡大により落ち込んだ景気を回復するため、2022年11月から首都バンコクを含む主要観光地で、外国人旅行者の受け入れを再開
- 2023年タイ政府は外国人旅行者数の目標を3,000万人に設定。最終的に2,809万人と目標にやや足りなかったものの、前年からは大幅に回復
- 2024年3月からタイと中国が相互の入国に対してビザ（査証）取得義務を免除、最大30日間滞在を許可する政策を実施したことにより、中国人観光客が増え、観光業を中心としたサービス業の回復が見込まれる
- 2024年における観光収入の目標は3兆バーツ（約1兆4,800億円）

外国人旅行者数推移（2019-2023年）



国・地域別外国人旅行者数（2023年）



- 2022年12月、タイ政府は、BOIの5ヵ年（2023～2027年）投資促進戦略下における新投資奨励措置を承認
- 「新たな経済」のビジョンへ向け、「新戦略」をけん引する9つの投資奨励措置を制定
- 9つの投資奨励措置は、2023年1月3日より発効

### BOI新投資促進戦略

産業再編とサプライチェーン強化

スマート化・サステナブル化へ向けた産業の転換を加速

タイを国際ビジネスハブおよび貿易投資の域内玄関口として促進

中小企業とスタートアップの競争力を強化、グローバル市場へと結ぶ

各地域のポテンシャルに応じた投資を奨励し包括的な成長を実現

コミュニティ開発プログラムへの投資を企業に奨励

ビジネスチャンス拡大に向け、タイ企業による海外投資を促進

### 新戦略における9つの投資奨励措置

1. ターゲット産業への投資奨励措置
2. 競争力向上措置
3. 継続拡大プログラム
4. 移転プログラム
5. 景気回復のための投資奨励措置
6. 産業の高度化プログラム（スマート化・サステナブル化）
7. 中小企業向けの投資奨励措置
8. 地域別奨励措置
9. 社会・地方開発投資プログラム

（注1）スタートアップ企業は、上記1の恩典と競争力強化基金の助成金の対象

（注2）タイ企業による海外投資は、国税局のパッケージ（恩典）の対象

- 2024年2月、BOIは現行の投資計画に加え、新たに4つの投資誘致策を発表
- 投資誘致策は①既存奨励企業の投資促進②地域統括会社等の統合拠点の投資促進③景気回復を目指した投資促進④コミュニティ・地域発展のための投資促進の4つ

### BOI新規投資誘致策

投資誘致策	恩典対象	恩典内容
①既存奨励企業の投資促進策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 2009年から2023年の間に恩典対象となるプロジェクトを3件以上実施し、総額100億バーツの投資をしている企業</li> <li>✓ 5億バーツ以上の投資 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人税免除期間の3年間延長</li> </ul>
②統合拠点への投資促進策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ タイ国内で製造活動、地域統括拠点、研究開発（R&amp;D）を実施する企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域統括拠点と製造活動を実施する場合：製造活動への投資から得た純利益に対する3年間の法人税免除</li> <li>✓ 地域統括拠点、R&amp;D、製造活動を実施する場合：製造活動への投資から得た純利益に対する5年間の法人税免除</li> </ul>
③景気回復を目指した投資促進策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ タイの重点産業においてA1、A2、A3、A4に属する企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人税免除期間終了後5年間、投資から得た純利益に対する法人税の50%を免除 （注）投資奨励証書発行1年以内に10億バーツ（除く土地代と運転資金）以上の投資をする必要がある</li> </ul>
④コミュニティ・地域発展のための投資促進策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 500万バーツ（除く土地代と運転資金）以上の投資</li> <li>✓ 地元の組織と連携し、コミュニティ・地域の競争力強化に寄与すること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 投資額（除く土地代と運転資金）の最大200%の法人税免除</li> </ul>

- 2021年1月、タイ政府は「BCG（バイオ・循環型・グリーン）経済」を「タイランド4.0」と同様に、国家戦略モデルに位置付け、国家目標として2021～2026年の5ヵ年計画に取り組む方針を決定
- タイ独自の高付加価値経済への変革をめざし、①食品・農業、②医療・健康、③エネルギー・素材・バイオ化学、④観光・クリエイティブ経済の4分野を重点分野と位置付け
- 2022年11月、日本とタイの外相は、両国の今後5ヵ年の経済分野での協力を定めた「日タイ戦略的経済連携5ヵ年計画」に署名。同計画は①人材育成、規制改革、イノベーション、②BCG経済、③インフラの3分野が骨子
- タイ政府はBCG経済の割合を2027年までにGDPの27%まで引き上げる目標を設定

日付	概要	内容
2021年1月13日	BCG経済を国家戦略に	プラユット首相は、BCG経済委員会を開催し、BCG経済を国家戦略モデル（BCGモデル）に据えることを表明 ⇒①食品・農業、②医療・健康、③エネルギー・素材・バイオ化学、④観光・クリエイティブ経済の4分野に焦点
2021年3月10日	2025年までに全国7万工場のグリーン・ファクトリー化推進	スリヤ・ジュンルンルアンキット工業相は、2025年までに国内の7万1,130工場のすべてにグリーン産業認証を取得させ、「グリーン・ファクトリー」化を推進するよう工業省工業局（DIW）に指示したことを公表 ⇒政府の「グリーン産業の企業の促進と発展のための行動計画」（2021～2037年）の一環であり、工場を持つ日系企業のすべてに影響する可能性がある
2021年9月7日	温室効果ガス削減事業に新たな恩典承認	BOIは、温室効果ガス（GHG）排出量削減にかかる新たな奨励恩典を承認したほか、次世代自動車製造に関する恩典の拡充も発表
2022年11月7-19日	APEC会場でBCG経済の展示会	タイ政府は、APEC会場のクイーン・シリキット国際会議場で、BCG経済の展示会を実施。海外のAPEC参加者にタイ政府と民間セクターが協力して実施している農業、工業、観光分野でのBCG経済推進に向けた取り組みを紹介。7日の開幕式には、外交官20人以上が参加し、タイのプラユット首相が海外のAPEC関係者を展示会場に案内
2022年11月17日	日タイ戦略的経済連携5ヵ年計画署名	BCG経済では、タイのBCG経済モデルを通じた同国の産業競争力強化に向けた協力（イノベーション創出、技術開発など）、新型コロナウイルスにより影響を受けた観光産業の復興および両国観光客の相互訪問の促進などを柱とする
2023年2月16日	BOI、BVGやEV関連産業誘致に注力	BOIのナリット長官はタイ資本市場協会連盟（FETCO）のセミナーにて今後3～5年投資誘致戦略を示した際にBCG経済、EV、デジタルクリエイティブビジネス関連の誘致を強化する方針を発表。労働者の人的資本の向上、工場自動化といった工業の高度化、中小企業及びスタートアップ企業商機拡大等と呼び掛けた
2023年12月19日	新たなEV振興策が閣議承認	BOIが2023年末に失効するEV普及策「EV3.0」に続く「EV3.5」を閣議承認したと発表。補助金の給付金額は引き下げられたものの、輸入関税や物品税の引き下げ等の優遇策は継続。各種優遇を受けるためには指定時期までにタイでのEVの現地生産を開始する必要がある

- BOIは、BCG産業の投資家に対し、税制優遇措置として法人所得税の減免措置を提供するとともに、外資100%出資の許可や土地所有の認可、経営者や専門家の労働許可証・ビザ発給などの非税制優遇措置も設定
- 下記内容は2023年時点のものであり、2024年以降に追加恩典等が順次発表される可能性あり

税制の恩典

- 法人所得税の減免
  - 税免除期間終了後法人税50%減免
  - 50%の法人所得税減免を最長10年間
  - 投資税控除 (ITA)\*
  - 機械輸入税の免除\*
  - 原材料輸入税の免除 (輸出用製品およびR & D用製品製造に利用)
- \* 法人所得税免除の場合

非税制の恩典

- 土地所有権
- 外国人保有比率100%
- 外貨規制なし
- 就労許可およびビザ取得の円滑化 (経営者およびに専門職に限定)

EECにおける法人税追加恩典の例

対象事業 (基本恩典)	追加恩典の申請条件			
	人材開発がある場合 ※1	EEC域内の特定地域へ投資する場合※2		
		EECi (イノベーション特区)、EECa (東部航空都市)、EECd (デジタルパーク)、EECmd (医療ハブ)、EECG (ゲノミクス)、EECTp (テックパーク)	または	工業団地、工業地区
8類 (技術・イノベーション開発事業) (法人税10年免除)	2年間の法人税免除	1年間の法人税免除		1年間の法人税免除
A1類、A2類 (法人税8年免除)	3年間の法人税 50%減免	2年間の法人税 50%減免		- (追加恩典なし)
A3類 (法人税5年免除)	3年間の法人税 50%減免	2年間の法人税 50%減免	1年間の法人税免除	

(※1) 人材教育機関 (職業統合学習 (WIL)・協同教育・デュアル職業訓練)との協力、または投資委員会が同意した科学・技術分野におけるタイ人の人材開発のための協力など定められた形態の協力を有すること、職業訓練のために学生を受け入れる協力計画を提出し、トレーニング参加人数が全従業員の10%以上、または40人以上

(※2) EECi、EECa、EECd、EECmd、EECG、EECTpに投資する事業については、申請期限が設定されていない

(※1,2) 上記人材開発による追加恩典と、特定地域への投資による追加恩典の両方を申請することも可能。両方の追加恩典が承認された場合、両方の恩典を得られる

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

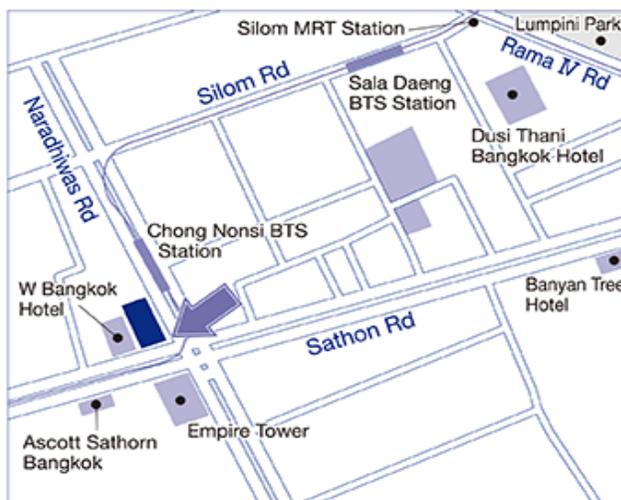
IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

## ■ バンコック支店

## Mizuho Bank, Ltd. Bangkok Branch

所在地	98 Sathorn Square Office Tower 32nd - 35th floor, North Sathorn Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500, Thailand
代表電話	66-2-163-2999, 2-002-0222
営業日	月曜日～金曜日



空港からのアクセス

タクシー：約45分

## ■ イースタンシーボード出張所

## Mizuho Bank, Ltd. Eastern Seaboard Branch

所在地	イースタンシーボード工業団地内 ESIEプラザⅡ 300/7 ESIE Plaza 2, Unit No.2-05 Moo 1, Tambol Ta Sit, Amphoe Pluak Daeng, Rayong 21140, Thailand
営業日	月曜日～金曜日



スワンナプーム空港からのアクセス

タクシー：約2時間

※日本との時差：日本時間-2時間

## ■ カンボジア プノンペン出張所 MIZUHO BANK, LTD. PHNOM PENH BRANCH

所在地	1 <sup>st</sup> Floor, AEON MALL Phnom Penh (I), No132, Samdach Sothearos Blvd, Sangkat Tonle Basak, Khan Chamkar Mon, Phnom Penh, Cambodia
営業日	月曜日～金曜日



※日本との時差：日本時間-2時間

## ■ MHC B Consulting (Thailand) Co., Ltd.

所在地	Unit 3101~3103, Sathorn Square Office Tower, 31st Floor 98 North Sathorn Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500, Thailand
企業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資本金： 200万バーツ</li> <li>✓ みずほ銀行 出資比率：9.99%</li> <li>日本経営システム 出資比率：19.11%</li> <li>東京センチュリー 出資比率：9.90%</li> <li>✓ 外国人事業法で規制される業種でのタイ進出は、外国（日本）からの出資が50%未満に制限。当該規制業種でのタイ進出に際し、「安定的なタイ側株主を確保したい」という、みずほ銀行の顧客ニーズに対応するため設立</li> </ul>
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 主要業務：出資、コンサルティング業務</li> <li>✓ 外国人事業法による外資規制対応として、日系企業進出に際する出資業務を実施</li> <li>✓ また事業再編、BOIの投資奨励取得などに係る手続きや現地規制対応について、コンサルティングサービスを提供</li> </ul>

## ■ Krungthai Mizuho Leasing Company Limited

企業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資本金：1億バーツ</li> <li>✓ 業務内容：リース業務、割賦販売（機械設備・機械・車・OA機器等）</li> <li>✓ みずほリース出資比率：49%</li> </ul>
補足情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Krung Thai IBJ Leasing Co., Ltd.は、みずほフィナンシャルグループのリース会社であるみずほリース（旧興銀リース）と、タイの商業銀行 Krung Thai Bankが共同出資し、1992年に設立したリース会社</li> <li>✓ 設立以来、日系企業および地場企業と取引があり、その取引社数は約1,000社に上る</li> <li>✓ 通常のリース、割賦販売に加え、親会社のみずほリース（旧興銀リース）が総合リース会社として40年余り培ってきた独自のノウハウとネットワークを活用したサービスを提供</li> </ul>

- みずほ銀行は2014年11月19日、タイ最大の民間銀行であるサイアム商業銀行（SCB）と、商業銀行業務・投資銀行業務・リテールビジネスにかかる広範な分野での業務協力覚書を締結
- 本覚書締結により、同行が有する地場最大のネットワークを活かし、お客さまの進出・事業拡大を幅広くサポートできる体制を構築



- ✓ 1907年、タイ王国王室がタイで最初の商業銀行として設立。タイ四大銀行の一行
- ✓ タイ国内で最大のネットワークを誇る銀行であり、法人・個人ともに、圧倒的なタイ国内での顧客基盤を有する
- ✓ ユニバーサルバンクとして、高度なプロダクツラインを強みとした幅広い金融サービスを提供



設立	1907年
支店数	639店
ATM数	10,982台
格付 (S&P/Moody's/Fitch)	BBB + /Baa1/BBB
総資産	3,825十億バーツ
時価総額	383十億バーツ
総貸出金額	2,321十億バーツ
当期純利益	48十億バーツ
WEBサイト	<a href="http://www.scb.co.th/en/home">http://www.scb.co.th/en/home</a>

(2023年12月時点)

- みずほ銀行は2014年12月16日、WHAインダストリアル・デベロップメント社と業務協力覚書を締結
- WHA社は、タイ証券取引所に上場する業歴33年の地場大手ディベロッパーであり、同社が運営する工業団地および物流拠点には、既に850社以上の企業が進出
- 本覚書の締結により、WHA社と連携し日系企業の進出サポート体制の構築を図り、お客さまのタイでの事業展開をより力強くサポート



(写真：みずほ銀行撮影)

### 覚書締結による主なサポート内容

- ✓ 日系企業に対する当地進出時の諸手続きのサポート
- ✓ 在タイ企業の投資拡張、工場移転時の情報提供・サポート
- ✓ 日系企業相談会、セミナーの共催

### WHA社（旧ヘマラート・ランド・アンド・デベロップメント）について

- ✓ 1988年設立、1992年にタイ証券取引所に上場
- ✓ EEC（東部経済回廊）のチョンブリ県・ラヨン県に計10ヵ所、プラチンブリ県1ヵ所、サラブリ県1ヵ所に加えてベトナム1ヵ所の計12ヵ所、総面積71,800ライ（11,500ha）の工業団地を運営
- ✓ マツダ、スズキ、GM等大手完成車メーカーのほか、自動車部品メーカー等自動車関連企業が進出中
- ✓ 良質な開発済み用地と電気・水道などの公共インフラサービス、物流拠点等で強み
- ✓ イースタンシーボード工業団地北部のヘマラート・イースタンシーボード工業団地で用地を拡張中
- ✓ 2018年5月、社名を「WHAインダストリアル・デベロップメント」に変更

- みずほ銀行は2018年3月22日、Eastern Economic Corridor Office（EEC事務局）と業務協力覚書を締結
- EEC事務局との業務協力覚書締結は、日系金融機関では第一号
- 本覚書の締結は、EEC地域への投資を検討している企業への情報提供・支援を図ることを目的としており、EEC事務局と連携し、日系企業のEEC地域への投資をサポート



カニット前事務局長（右）



## みずほEECセミナーの開催

- ✓ 2024年1月22日、業務提携に基づく協働事項の一つとして、EEC事務局とみずほ銀行の共催によるEECセミナーを開催
- ✓ EECプロジェクトの概要や各種プロジェクトの最新情報、進出企業に対する優遇税制などの投資恩典策を説明
- ✓ 講演後はEEC事務局と日系企業のネットワーキングの場が設けられ、精力的に投資を呼び込む姿勢が伺えた

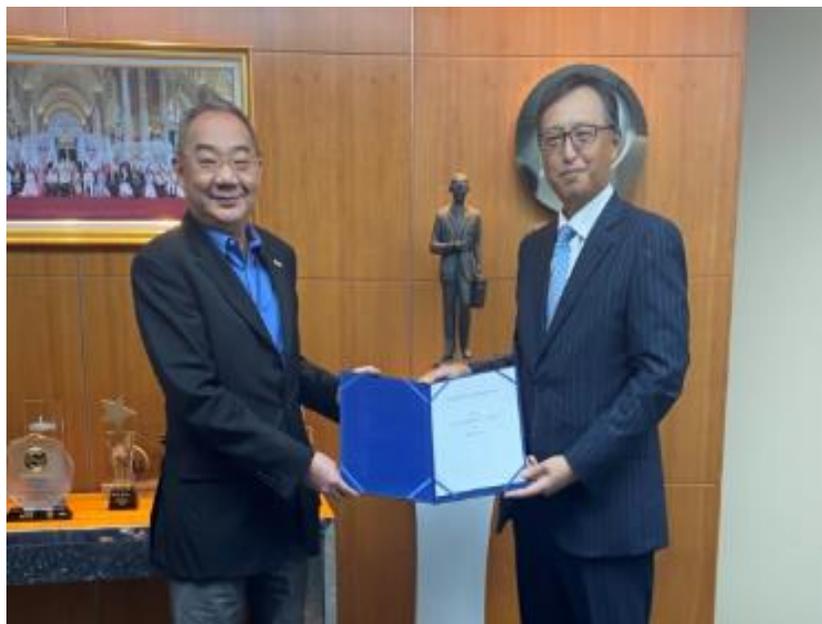


- ✓ セミナーに登壇した、アーバマートEEC事務局Central Business District and Smart City Division エグゼクティブディレクター（左）、シリモン駐日タイ王国特命全権大使（左から2番目）、EEC事務局チュラ事務局長（中央）

- みずほ銀行は2020年7月30日、TISCO Financial Group Public Company Limited (TISCO FG)と包括業務提携契約を締結
- TISCO FGは傘下に商業銀行・証券会社・アセットマネジメント会社等を抱えるタイにおける総合金融グループの持ち株会社
- みずほ銀行は2006年6月からTISCO FGの子会社TISCO Bank Public Company Limitedとの間で業務提携契約を締結。今回のTISCO FGとの包括業務提携を通じ、これまでの商業銀行分野だけでなく、証券業務分野やアセットマネジメント分野にまで協業関係を広げ、お客さまの多様なニーズへのサポートを図る

## TISCO FGについて

- ✓ TISCO FGは、1969年にタイ最初の投資銀行として設立された金融グループ
- ✓ 2009年より持株会社制（TISCO FG）に移行、グループ内の商業銀行のほか関連会社（TISCO Securities、TISCO Asset Management他）を擁し、タイ固有の環境に応じた幅広い金融サービスを提供
- ✓ みずほ銀行バンコック支店内に連携担当窓口あり
- ✓ TISCO FGの主要業務：  
リテールファイナンス、事業者向けファイナンス、リース、預金業務、給与計算代行、IPO、株式発行、社債発行、プロビデントファンド（退職金積立基金）、M&A、各種アドバイザリー業務（2024年1月現在）



スターツCEO（左）



© 2024 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

**MIZUHO**

